山形県国民保護計画

令和８年９月

山　形　県

目　次

第１編　総論　・・・

６　ボランティア団体等に対する支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
第３　通信の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
第４　情報収集・提供等の体制整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
１　基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
２　警報の通知等に必要な準備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
３　市町村における警報の伝達に必要な準備　・・・・・・・・・・・・・・・　３３
４　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備　・・・・・・・・・・・・・　３３
５　市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備　・・・・　３４
６　被災情報の収集・報告に必要な準備　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
７　市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備　・・・　３５
第５　研修及び訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
１　研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
２　訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
第２章　避難及び救援に関する平素からの備え　・・・・・・・・・・・・・・　３７
１　避難及び救援に関する基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
２　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等　・・・・・・・・・・・・・・・　３８
３　交通の確保に関する体制等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
４　避難施設の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
５　市町村における避難及び救援に関する平素からの備え　・・・・・・・　３９
第３章　生活関連等施設の把握等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
第１　生活関連等施設の把握等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
１　生活関連等施設の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
２　生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等　・・・・・・・・・・・・・　４１
３　市町村における平素からの備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
第２　県・市町村が管理する公共施設等の安全確保　・・・・・・・・・・・・　４１
１　県が管理する公共施設等の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
２　市町村が管理する公共施設等の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・　４２
第４章　物資及び資材の備蓄・整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
１　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備　・・・・・・・・・・・　４２
２　県が管理する施設及び設備の整備・点検等　・・・・・・・・・・・・・・　４２
３　市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備　・・　４３
第５章　国民保護に関する啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
１　国民保護措置に関する啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発　・・・・　４３
３　市町村における国民保護に関する啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

第３編　武力攻撃事態等への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置　・・・・・・・・・・・・・　４４
１　危機対策本部等の設置及び初動措置等　・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
２　国民保護対策本部に移行する場合の調整　・・・・・・・・・・・・・・・　４５
３　市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置　・・・・・・　４５
第２章　県対策本部の設置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
１　県対策本部の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
２　現地調整所の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
３　通信の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

４　マニュアルによる運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
第３章　関係機関相互の連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
１　国対策本部との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請　・・・・　５０
３　自衛隊の部隊等の派遣要請等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
４　他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託　・・・・・・・・・・・　５１
５　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請　・・・・・・・・・・・　５１
６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請　・・・・・・・・・・・・　５１
７　県の行う応援等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
８　ボランティア団体等に対する支援等　・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
９　住民への協力要請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
第４章　警報及び避難の指示等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
第１　警報の通知及び伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
１　警報の通知等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
２　市町村長の警報伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
３　緊急通報の発令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
４　マニュアルによる運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
第２　避難の指示等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
１　避難措置の指示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
２　避難の指示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
３　県による避難住民の誘導の支援等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
４　市町村による避難実施要領の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
５　避難所等における安全確保等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
６　マニュアルによる運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
第５章　救援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
１　救援の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
２　関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
３　救援の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項　・・・・・・・・・・・　７０
５　医療の要請等に従事する者の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・　７０
６　救援の際の物資の売渡し要請等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
７　マニュアル等による運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
第６章　安否情報の収集・提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
１　安否情報システムの利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
２　安否情報の収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
３　総務大臣に対する報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
４　安否情報の照会に対する回答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
５　日本赤十字社山形県支部に対する協力　・・・・・・・・・・・・・・・　７３
６　マニュアルによる運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
７　市町村による安否情報の収集及び提供　・・・・・・・・・・・・・・・　７３
第７章　武力攻撃災害への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
第１　生活関連等施設の安全確保等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・　７３
２　武力攻撃災害の兆候の通報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４
３　生活関連等施設の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

４　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除　・・・・・・・・・・・　７６
５　武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
第２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
１　応急措置の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
２　国の方針に基づく措置の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
３　関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
４　汚染原因に応じた対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
５　知事及び県警察本部長の権限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
第３　応急措置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
１　退避の指示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
２　警戒区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
３　事前措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
４　応急公用負担等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
５　消防に関する措置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
第８章　被災情報の収集及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４
１　被災情報の収集及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４
２　市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等　・・・・・・・・・　８４
第９章　保健衛生の確保その他の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
１　保健衛生の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
２　廃棄物の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
３　文化財の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
第１０章　国民生活の安定に関する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
１　生活関連物資等の価格安定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
２　避難住民等の生活安定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８
３　生活基盤等の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
第１１章　交通規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
第１２章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理　・・・・・・・・・・　９０
１　国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等　・・・・・・・・・　９０
２　赤十字標章等の交付及び管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
３　特殊標章等の交付及び管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
４　赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発　・・・・・・・・・・・・・　９３

第４編　復旧等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
第１章　応急の復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
１　基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
２　ライフライン施設の応急の復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
３　輸送路の確保に関する応急の復旧等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
第２章　武力攻撃災害の復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等　・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求　・・・・・・・・　９５
２　損失補償、実費弁償及び損害補償　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
３　総合調整及び指示に係る損失の補てん　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
４　市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等　・・・・・・・・・・・・・・　９６

第５編　緊急対処事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７

１　緊急対処事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７
２　緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項　・・・・・・・・・・・・・　９７
３　緊急対処事態における警報の通知及び伝達　・・・・・・・・・・・・・・　９７
４　赤十字標章等及び特殊標章等の標章の取扱い　・・・・・・・・・・・・・　９７
５　国民経済上の措置の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７
６　備蓄、避難施設等に係る取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

用　語　集

1　法令等関係

用　　語	意　　義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） ※武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国・地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号） ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号） ※武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な事項を定めている。
災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） ※国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めている。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
国際的な武力紛争において適用される国際人道法	千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものをいう。
国民の保護に関する基本指針	政府が、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備えて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、あらかじめ定める基本的な指針をいう。 （国民保護法第 32 条、第 182 条）
山形県地域防災計画	県の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成する防災に関する計画 （災害対策基本法第４条第１項、第 40 条）

２　武力攻撃関係

用　　語	意　　義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 （国民保護法第２条第１項（事態対処法第１条））
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 （国民保護法第２条第１項（事態対処法第２条第１号））
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 （国民保護法第２条第１項（事態対処法第２条第２号））
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 （事態対処法第２条第３号）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）であって、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 （国民保護法第 172 条第１項（事態対処法第 22 条第１項））
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 （国民保護法第２条第４項）
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 （国民保護法第 183 条（同法第 14 条準用））
ＮＢＣ	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の略称をいう。
ＮＢＣ攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダーティボム （汚い爆弾）	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。 ※核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

３　機関等関係

用　　語	意　　義
県国民保護協議会	県における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、県国民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をいう。 （国民保護法第 37 条）
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第１項並びに国家行政組織法第８条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第２項並びに国家行政組織法第８条の２に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第８条の３に規定する機関

用　　語	意　　義
	（事態対処法第２条第５号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第１項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第１項並びに国家行政組織法第９条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。 （事態対処法第２条第６号）
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。 （事態対処法第２条第７号）
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第１条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項の地方独立行政法人をいう。）であって、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 （国民保護法第２条第２項）

４　住民関係

用　　語	意　　義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 （国民保護法第 75 条第１項）
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、もしくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、もしくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてもそれに対応して行動することができない、もしくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 （災害対策基本法第５条第２項）

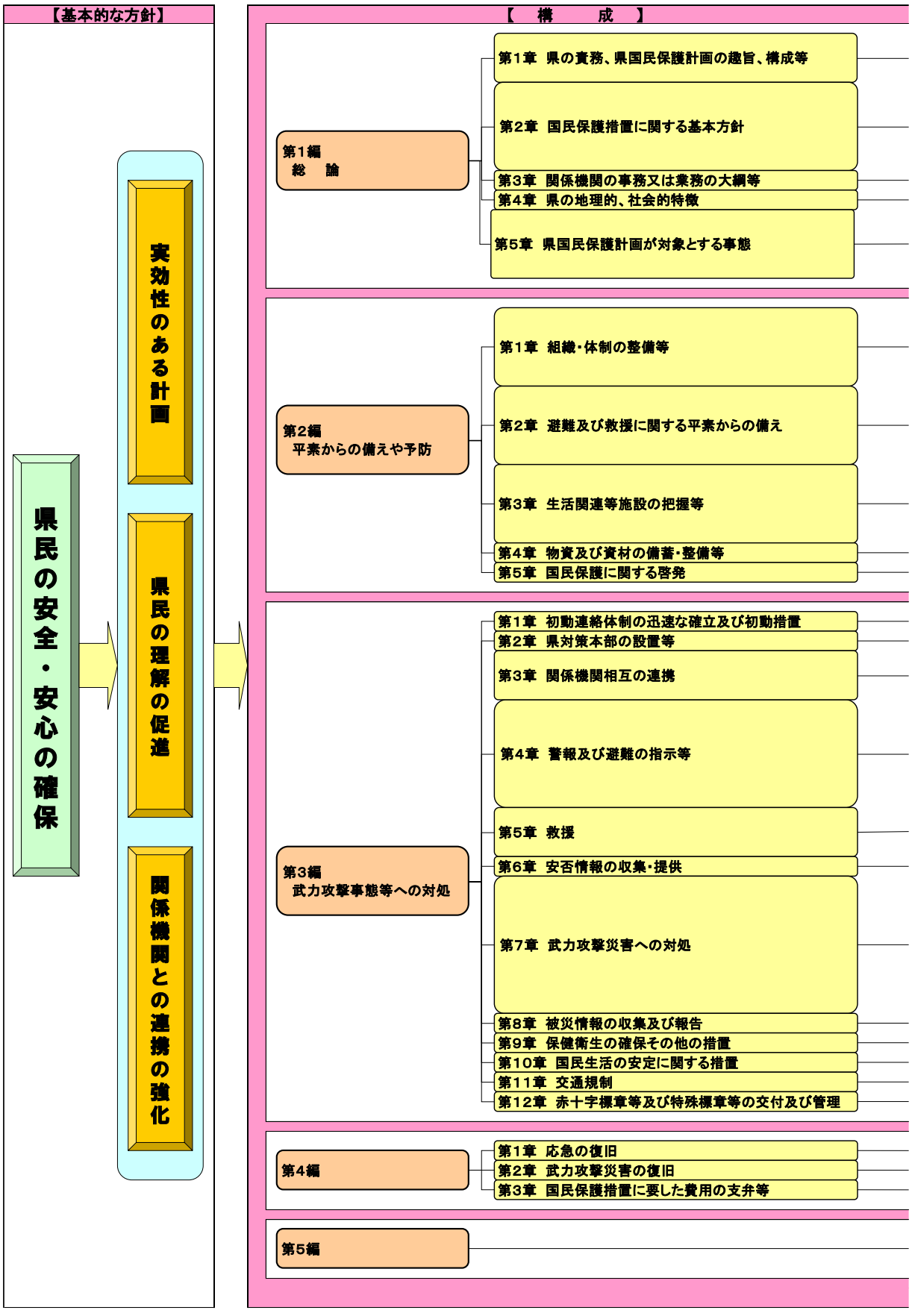
５　措置関係

用　　語	意　　義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。 （国民保護法第２条第１項（事態対処法第９条第１項））
利用指針	国対策本部長が、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づいて定めることができる港湾施設、飛行場施設、道

用　　語	意　　義
	路、海域、空域及び電波の利用に関するそれぞれの指針をいう。 （特定公共施設利用法第６条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条）
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対処方針をいう。 （国民保護法第 172 条第１項（事態対処法第 22 条第１項））
国（事態）対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 （事態対処法第 10 条）
国（事態）対策本部長	国（事態）対策本部の長をいう。（内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。） （事態対処法第 11 条）
県（国民保護）対策本部	県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 （国民保護法第 27 条）
県（国民保護）対策本部長	県（国民保護）対策本部の長をいう。（知事をもって充てる。） （国民保護法第 28 条）
県緊急対処事態対策本部	県の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 （国民保護法第 183 条（同法第 27 条準用））
県緊急対処事態対策本部長	県緊急対処事態対策本部の長をいう。（知事をもって充てる。） （国民保護法第 183 条（同法第 28 条準用））
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第２条第３項に掲げる措置（同項第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。 （国民保護法第２条第３項）
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第３項第２号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 （国民保護法第 172 条第１項）
現地調整所	現場における連携した対応を可能とするために、現場に到着した関係機関が、各々の付与された権限の範囲内において相互に情報の共有や活動内容の調整をする組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。 （国民保護法第 52 条第２項第１号）
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 （国民保護法第 52 条第２項第２号）
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。

用　　語	意　　義
	（国民保護法第 79 条第１項）
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他国民保護法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 （国民保護法第 81 条第１項）
生活関連等施設	次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 （国民保護法第 102 条第１項）
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 （国民保護法第 103 条第１項）
防災行政無線	・都道府県防災行政無線 都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網 ・市町村防災行政無線 災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網
（同報系防災行政無線）	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。
緊急情報ネットワークシステム（Em-net）	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うシステム
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、特別警報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

山　形　県　国　民　保　護


【基本的な方針】
県民の安全・安心の確保
実効性のある計画
県民の理解の促進
関係機関との連携の強化
【　構　　成　】
第1編
総　論
第1章　県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等
第2章　国民保護措置に関する基本方針
第3章　関係機関の事務又は業務の大綱等
第4章　県の地理的、社会的特徴
第5章　県国民保護計画が対象とする事態
第2編
平素からの備えや予防
第1章　組織・体制の整備等
第2章　避難及び救援に関する平素からの備え
第3章　生活関連等施設の把握等
第4章　物資及び資材の備蓄・整備等
第5章　国民保護に関する啓発
第3編
武力攻撃事態等への対処
第1章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
第2章　県対策本部の設置等
第3章　関係機関相互の連携
第4章　警報及び避難の指示等
第5章　救援
第6章　安否情報の収集・提供
第7章　武力攻撃災害への対処
第8章　被災情報の収集及び報告
第9章　保健衛生の確保その他の措置
第10章　国民生活の安定に関する措置
第11章　交通規制
第12章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
第4編
第1章　応急の復旧
第2章　武力攻撃災害の復旧
第3章　国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編

計　画　の　構　成　と　概　要

〔下線：令和8年9月変更箇所〕

【　概　　要　】

◆県の責務　◆計画の趣旨
◆計画の構成及び作成上の留意事項　・運用に当たっては、別途マニュアルを作成　◆計画の見直し　・不断の見直しを行う

◆国民保護措置に関する基本方針
・基本的人権の尊重　・国民の権利利益の迅速な救済　・国民に対する情報提供
・関係機関相互の連携協力の確保　・国民の協力　・指定（地方）公共機関の自主性の尊重
・高齢者・障がい者等への配慮等　・国民保護措置従事者等の安全の確保

◆県及び関係機関の事務又は業務の大綱　◆関係機関の連絡先等の把握

◆県の地理的、社会的特徴

◆基本指針で想定されている事態　・武力攻撃事態（４類型）・緊急対処事態（４事態例）
◆県における留意事項
・特にゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃や緊急対処事態への対処に留意　・国の情報等を踏まえ、今後とも研

◆組織・体制の整備　・平素からの業務　・２４時間即応体制の確立
◆関係機関との連携体制の整備　・関係機関との平素からの連携　・隣接県等との広域連携　・自主防災組織・ボランティアへの支援
◆通信の確保　・Ｊ－ＡＬＥＲＴ、Ｅｍ－ｎｅｔの活用
◆情報収集等の体制整備　◆研修・訓練の実施　・事態対処能力の向上　・防災訓練と有機的に連携

◆基礎的資料の準備
◆避難実施要領の作成支援　・災害時要配慮者の避難誘導体制
◆避難住民・緊急物資の運送体制の整備　・緊急輸送ネットワークの活用
◆「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」を踏まえた避難施設の指定　◆交通の確保

生活関連等施設の安全確保
◆生活関連等施設の把握　・安全確保の留意点の周知
◆施設管理者との連絡網　・関係機関を含めた連絡網の整備
◆県が管理する生活関連等施設の安全確保　・県・指定管理者が管理する公共施設の安全確保

◆防災と相互に兼ねた備蓄　◆国など関係機関と連携した備蓄

◆防災に関する啓発との連携　◆住民がとるべき行動等の啓発

◆山形県危機管理要綱に基づく迅速な初動体制

◆県国民保護対策本部の設置　・県の区域内における国民保護措置を総合的に推進

◆関係機関との連携　・国対策本部（消防庁）　・指定（地方）行政機関　・自衛隊
・他の都道府県　・市町村　・指定（地方）公共機関　等

警報・緊急通報
◆国の発令した警報を市町村を通じ、サイレン等により住民に伝達
◆知事は緊急必要の場合、緊急通報を発令
避難指示・避難誘導
◆地域特性に応じた避難の指示　・離島、積雪期、中山間地域、大規模集客施設等
◆武力攻撃事態に応じた避難の指示　◆市町村長が、避難実施要領に基づき住民を避難誘導

◆知事が法令に定められた救援を実施　※救援の種類に「福祉サービスの提供」を追加
◆実施に当たり、市町村等と緊密に連携
・地域防災計画の取組みを活用することとし、実施に当たっての留意事項を整理

◆政令で定められた方法により実施　・個人情報の保護への配慮

災害への対処・安全確保
◆国の全体的な方針に基づき、自らの判断により必要な措置を実施
◆生活関連等施設　・安全確保措置の実施要請
◆危険物質等　・使用停止、製造禁止、所在場所変更等を命令
NBC攻撃災害への対処
・国を中心に、要請を受けた知事が、自ら又は関係機関に要請し、汚染拡大防止等の措置を実施
応急措置等

◆被災情報の収集、報告

◆避難所等の保健衛生対策、廃棄物処理対策、文化財の保護

◆生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定、生活基盤等の確保

◆交通規制の実施

◆ジュネーヴ諸条約等に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理

マニュアルによる運用
（具体的な事態想定を反映し作成、作成に当たっては、関係機関との連携に留意）

◆ライフライン施設等の応急復旧

◆国全体の方針に従って本格的復旧

◆損失・損害補償、損失補てん等

◆第3編〔武力攻撃事態等への対処〕・第4編（復旧等）に準じた措置を実施

第　1　編

総　　論

第１編　総論

第１章　県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務を明らかにするとともに、県国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

１　県の責務並びに県の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

（１）県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

（２）県が実施する国民保護措置

①　知事は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、県の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実施する。

ア　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置

イ　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

ウ　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置

オ　武力攻撃災害の復旧に関する措置

②　県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

（３）県が実施する緊急対処保護措置

①　知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、県の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。

②　県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

２　県国民保護計画の趣旨

（１）県国民保護計画の目的

県国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、

県全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（２）県国民保護計画の位置付け

県国民保護計画は、国民保護法第 34 条及び第 182 条第２項の規定に基づき、県が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第 34 条第２項各号及び第 182 条第２項に掲げる次の事項について定める。

① 県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

② 県が実施する国民保護法第 11 条第１項及び第２項に規定する国民保護措置に関する事項

③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

④ 国民保護法第 35 条第１項に規定する県の区域の市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び同法第 36 条第２項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項

⑤ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

⑥ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

⑦ 前各号に掲げるもののほか、県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

３ 県国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

（１）県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、次の各編により構成する。

編	内　　容
本　　編	第１編　総論 第２編　平素からの備えや予防 第３編　武力攻撃事態等への対処 第４編　復旧等 第５編　緊急対処事態への対処
資　料　編	

（２）県国民保護計画の作成上の留意事項

県国民保護計画の本編は、主に県、市町村及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する。

なお、この計画で定める県が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

４ 県国民保護計画の見直しと変更手続

（１）県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、諮問機関である県国民保護協議会の意見を尊

重するとともに、広く関係者の意見を求める。

（２）県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第 37 条第３項の規定に基づき、県国民保護協議会へ諮問のうえ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会へ報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しない。

５　市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

（１）市町村国民保護計画に定める事項

市町村国民保護計画においては、国民保護法第 35 条第２項各号及び第 182 条第２項に掲げる次の事項について定めるものとする。

①　当該市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

②　市町村が実施する国民保護法第 16 条第１項及び第２項に規定する国民保護措置に関する事項

③　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

④　国民保護措置を実施するための体制に関する事項

⑤　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

⑥　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民保護措置に関し市町村長が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

（２）指定地方公共機関国民保護業務計画に定める事項

指定地方公共機関国民保護業務計画においては、国民保護法第 36 条第３項各号及び第 182 条第２項に掲げる次の事項について定めるものとする。

①　当該指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

②　国民保護措置を実施するための体制に関する事項

③　国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

④　前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第２章　国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

１　国民保護措置に関する基本方針

（１）基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

（２）国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

（３）国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、県は、個人情報の保護に留意する。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

（５）国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（６）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

（７）高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

（８）国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、県は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

（９）山形県地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、山形県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

２　その他の留意事項

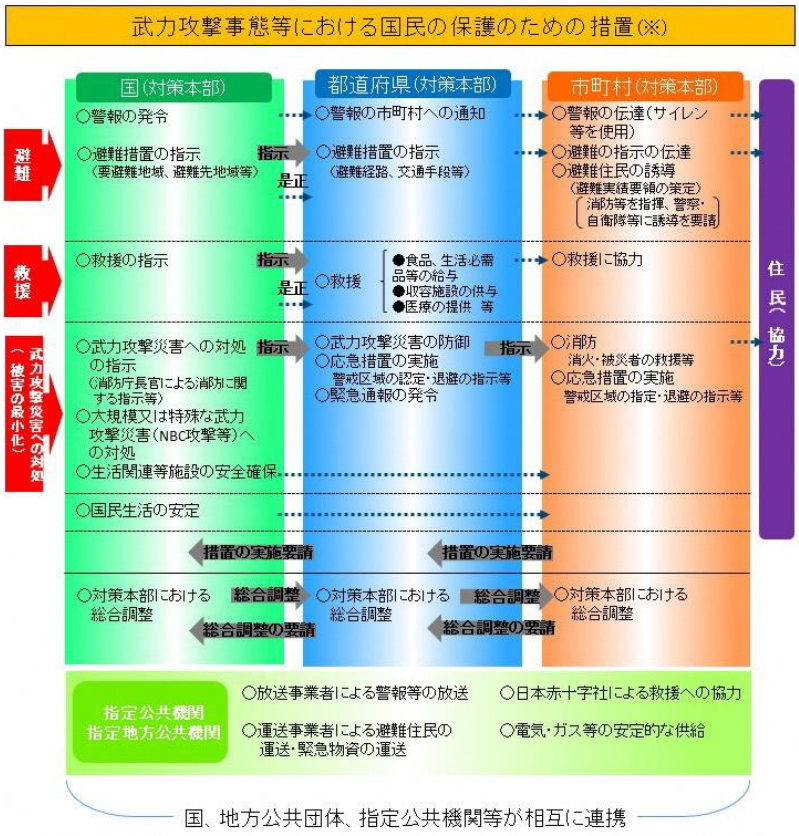
外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第３章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施にあたり関係機関（国、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である県及び関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

１　県及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である県及び関係機関（国、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。



※　緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置(緊急対処保護措置)を実施

２　県及び関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

（１）県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	１　県国民保護計画の作成 ２　県国民保護協議会の設置、運営 ３　県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報の通知 ６　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ７　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に

機関の名称	事務又は業務の大綱
	関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

（2）市町村

機関の名称	事務又は業務の大綱
市　町　村	1　市町村国民保護計画の作成 2　市町村国民保護協議会の設置、運営 3　市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

（3）指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
東北財務局 （山形財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京税関 （酒田税関支署）	1　輸入物資の通関手続
東北厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
山形労働局	1　被災者の雇用対策
東北農政局 （山形県拠点）	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局 （庄内森林管理署） （山形森林管理署） （山形森林管理署 最上支署） （置賜森林管理署）	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1　工業用水道の応急・復旧対策 2　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3　産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	1　鉱山における災害時の応急対策 2　危険物等の保全
東北地方整備局 （山形河川国道事務所） （酒田河川国道事務所） （新庄河川事務所） （最上川ダム統合管理 事務所） （月山ダム管理所） （酒田港湾事務所） 北陸地方整備局 （羽越河川国道事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
東北運輸局 （山形運輸支局）	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 （新潟空港事務所） （庄内空港出張所） （山形空港出張所）	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1　航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台 （山形地方気象台）	1　気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 （酒田海上保安部）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

（4）自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1　武力攻撃事態等における侵害の排除 2　武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

（5）指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1　電気の安定的な供給
ガス事業者	1　ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水水道事業者	1　水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1　郵便の確保
一般信書便事業者	1　信書便の確保
日本医師会、山形県医師会 病院その他の医療機関	1　医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1　河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

3　関係機関の連絡先等の把握

県は、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、関係指定公共機関、指定地方公共機関、市町村、消防機関等の国民保護措置に係る連絡先等（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。

第４章　県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

１　地形

山形県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。東西約 97km、南北約 164km で、東西に狭く、南北に長い。総面積は 9,323.15km^2 である。

北は、鳥海山を中心とした出羽山地を挟んで秋田県と接し、西に日本海と面し、南西では飯豊、朝日両連峰を挟んで新潟県と接する。南は、吾妻連峰を境として福島県に続いており、東は奥羽山脈を挟んで宮城県と接する。山地には 1,000m以上の山が数多くある上に、これら山地は県面積の７割を占める。これらの山地に囲まれて、内陸部には米沢、山形、新庄の各盆地があり、さらに、日本海沿いには庄内平野が広がるなど、変化に富んだ地形条件を有している（図１－１）。

県内は一部を除いた大半の地域が一級河川最上川の流域に含まれ、大小の支流が最上川へ流入している。これら支流はいずれも短く傾斜が急なため、各盆地に扇状地をつくっている。置賜地域西側は一級河川荒川の流域に含まれるほか、庄内地域では月光川、日向川、赤川、温海川などが日本海へ注いでいる（資料：山形県勢要覧）。

このように、本県と隣接する他県との境界には、大規模な山脈、山岳地帯が存在しているため、武力攻撃事態等において県境を越える避難が必要な場合には、避難路が制限される可能性がある。また、本県は日本海に面しており、酒田市沖に飛島がある。飛島は、離島振興地域に指定されている有人島であり、避難手段が限定されるため、平素から船舶等を有する関係機関との連携協力に努め、全島民の避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。


飛島
日本海
秋田県
鳥海山
2236m
庄内平野
最上川
神室山地
新庄盆地
宮城県
月山
1984m
朝日山地
山形盆地
新潟県
朝日岳
1870m
最上川
蔵王山
1841m
米沢盆地
荒川
飯豊山地
福島県
飯豊山
2105m
吾妻山
2035m
N
0
10
20
30
40
50km

図１―１　概略地形図

２　気候

本県の気候特性は、内陸部と日本海に面する沿岸平野部に大別され、内陸部はさらに３地域に分けられる。それぞれの地域の地形的な条件等から気温や降水量に差異がみられ、内陸部は一般的に気候が温暖で気温較差が大きく、沿岸平野部は海洋性気候の特徴を持ち多雨多湿である（図１－２）。

降水量（年間）は、酒田で平年値が 2,000㎜ 程度、山形で 1,200㎜ 程度と、基本的に県北部での降水量が多く南部で少ない傾向が現れている。降水量は梅雨から台風にかけての時期は大きな値を示すが、冬季の降水量も大きく、新庄や酒田では冬季の値が夏季のそれを上回る。

気温は、夏季には、盆地で山岳を越えて吹き下ろすフェーン現象が発生する場合があり、昭和８年には山形市で 40.8 度を観測している。冬季には、内陸で平均気温が氷点下を下回る。

四季別の天候の変化を見ると、春は３月上旬～中旬に雪が消え、４月中旬には平地での平均気温が 10 度を超える。４・５月は空気が乾燥し日照時間が増える。夏は６月中旬に梅雨入りし、梅雨末期には集中豪雨が起こりやすい。また、庄内地域は内陸に比べ日照時間が多くなる。前述したように、夏は高緯度の割に高い気温を記録するが、８月末頃には相当気温は下がる。その頃から台風のシーズンとなり、台風が、進路を日本海側に取った場合は特に強風に、太平洋側に取った場合は特に大雨に見舞われる。そして 10 月中旬頃には平均気温が 15 度を下回り、11 月中旬から下旬にかけて初雪を迎える。

冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の気候特性がもっとも顕著に現れる時期であるといえる。県内は全域が豪雪地帯対策特別措置法の下で豪雪地帯に指定されており、そのうち庄内地域の一部と村山地域の一部を除いた 76%(面積比)は特別豪雪地帯に指定されている。積雪は、庄内地域や村山地域の平地では１ｍ以下であるが、置賜・最上地域では

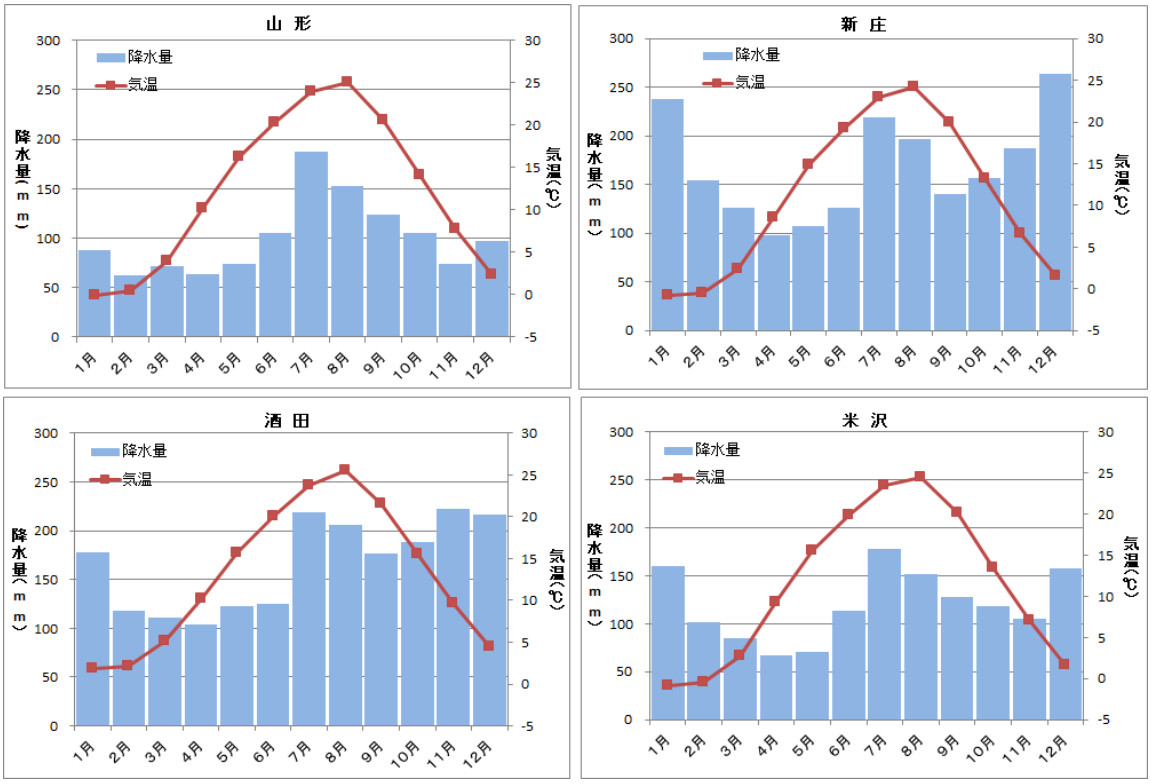


図１―２　県内４地域各都市の月別平均気温及び降水量（平年値）

（資料：気象庁 web サイト　統計データベース）

平地でも１ｍを超え、山間部では３ｍあまりに達することもある。また、北西の季節風が強まるのも特徴であり、庄内地域では地吹雪となることも多い。気温は内陸部で１月頃から平均気温が氷点下となる。庄内地域平野部では対馬暖流の影響もあり、平均気温は０℃以上と高い（資料：山形県勢要覧）。

このように本県の気候は、季節変動が大きく、とりわけ冬季は県全域で積雪に見舞われることから、避難が必要な場合には避難路が制限される可能性があるため、これらの諸条件を考慮した避難誘導の在り方を検討する必要がある。

３　人口分布

本県の人口は、令和７年 10 月１日現在、994,537 人（男 483,013 人、女 511,524 人）である。最も人口が多い都市は山形市（237,800 人）であり、ついで鶴岡市（113,110 人）、酒田市（92,362 人）、米沢市（75,689 人）、天童市（59,917 人）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 58%を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。

年齢別に見ると、県全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は 10.2%、15～64 歳の人口は 53.8%、65 歳以上の人口は 36.1%となっている。65 歳以上の全国平均は 29.4%であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：令和７年山形県の人口と世帯数）。

平成 22 年と令和２年の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、多くの市町村で 65 歳以上の人口の増加が認められる（図１－３）。すなわち、人口が減少している市町村が大半を占める中で、高齢者の数は大きく増えている。また、すべての市町村で 15 歳未満の人口が減少していることからも、今後、県内の少子・高齢社会の深度化が予想され、より一層の高齢者、障がい者等への配慮が必要となる。

このことから、都市部での避難住民の一極集中による混乱等の回避や、高齢者等の要配慮者の避難誘導の在り方を検討する必要がある。

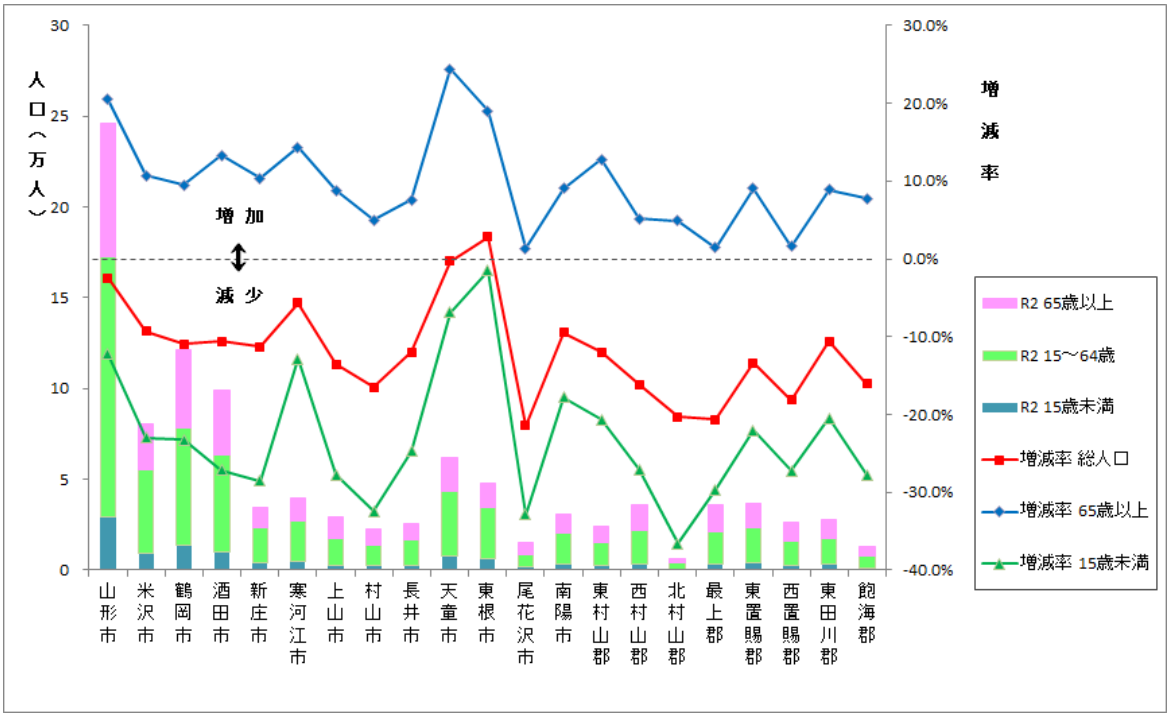


図１―３　県内市郡別の年齢別人口及び人口増減率

（資料：平成 22 年、令和２年国勢調査結果（人口は令和２年））

４　他県との人口の流出入

本県の山形市、天童市などの県内陸中部の村山地域では、道路及び鉄道などの交通網の利便性が高く、仙台市などの宮城県との結びつきが強い。また、鶴岡市、酒田市などの庄内地域では国道７号、羽越本線などにより新潟県、秋田県などの日本海側の県との結びつきがあり、米沢市などの置賜地域では、国道 13 号や国道 121 号、奥羽本線などにより福島県との結びつきがある。

これら他県との結びつきが強い地域では、通勤や行楽などにより、日常的に県民が県外へ移動しているため、武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等を迅速かつ効果的に実施するため、平素から隣接県と密に連携をとっておく必要がある。

表１―１　地域別昼夜間人口一覧

地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口
総　　数	1,068,027	163,343	166,156	-2,813	1,065,214
村山地域	531,855	95,466	95,464	2	531,857
最上地域	70,922	10,900	12,174	-1,274	69,648
置賜地域	201,846	30,499	31,855	-1,356	200,490
庄内地域	263,404	26,478	26,663	-185	263,219

（資料：令和２年国勢調査　従業地・通学地集計結果）

５　道路の位置等

本県の道路実延長は、17,021km であり、うち、高速自動車国道は 242km（構成比 1.4%）、一般国道は 1,139km（同 6.7%）、県道 2,523km（同 14.8%）、市町村道 13,117km（同 77.1%）となっている（国・県管理道路は令和７年４月１日現在、市町村管理道路は令和６年３月 31 日現在）。

主要な高規格道路としては、まず「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」がある。この路線は宮城県村田町を起点として、山形市から途中国道 112 号の自動車専用道路（月山道路）を介して酒田市へ至る。

また、県内陸部では「東北中央自動車道」が南北方向に延びており、「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と交差している。この路線は福島県相馬市を起点として米沢市から真室川町を経由し、秋田県横手市へと至る路線であり、県内では、新庄市から真室川町の区間で事業が進められている。

庄内地域では「日本海沿岸東北自動車道」が南北方向に縦断している。この路線は新潟県新潟市を起点として、鶴岡市温海地内から鶴岡ジャンクションを経て「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と接続して遊佐町を経由し、青森県青森市へと至る路線であり、県内では、新潟県境部から鶴岡市あつみ温泉、遊佐町から秋田県境部の区間で事業が進められている。

また、これらの高規格道路を補完して一体的に機能する広域的な道路ネットワークとして、「新庄酒田道路」（新庄市～酒田市）、「新潟山形南部連絡道路」（新潟県村上市～小国町～高畠町）、「石巻新庄道路」（宮城県石巻市～最上町～新庄市）が位置づけられており、国土交通省による整備もしくは調査が進められている。

主要な国道としては、日本海沿いに庄内地方を縦断する国道７号、県内陸部を南北に縦断する国道 13 号、最上地域と庄内地域を結ぶ国道 47 号、仙台市と村山地域を結ぶ国道 48 号がある。また、村山地域と庄内地域を結ぶ国道 112 号、置賜地域を東西に貫通する国道 113 号も重要な役割を果たしている。そのほか、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号や、置

賜地域と村山地域を結ぶ国道 348 号、287 号などがあり、これらに加えて、主要地方道や一般県道が県内の道路網全体を補完している。

一方で、本県の高速交通網は地域によって整備状況に偏りが見られる。山形市・上山市・天童市などを含む村山地域では高規格道路の整備が進み、各方面へのアクセスが良好である。しかし、庄内地域の県境部や最上地域、西置賜地域では高規格道路の整備がまだ十分ではなく、供用済み区間が限られているうえ、工事中や調査段階の区間も多く、高速交通網の整備の遅れが課題となっている。

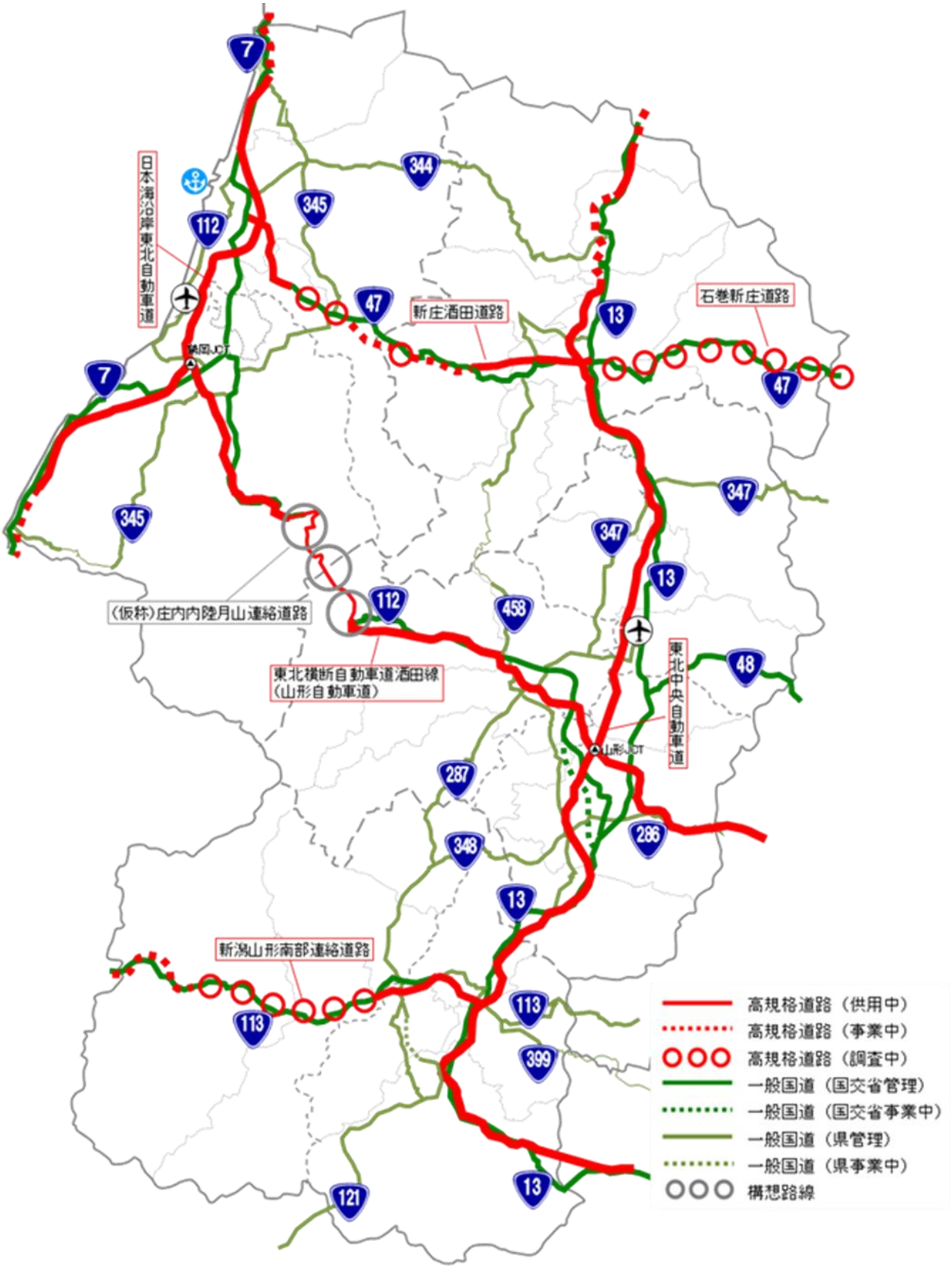


図１―４　主な道路網（高速道路、国道）

６　鉄道、港湾及び空港の位置等

本県に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）及び山形鉄道株式会社である。

このうち、ＪＲ東日本は、福島市から米沢市、山形市、新庄市を経由し、県内の内陸を南北に横断して青森県まで至る奥羽本線、新潟県新潟市新津から鶴岡市、酒田市を経由し、県内の日本海沿いを南北に縦断して秋田市まで至る羽越本線、仙台市と山形市を結ぶ仙山線、新庄市から戸沢村を経由し庄内町余目へ至る陸羽西線、宮城県美里町（小牛田）から宮城県大崎市鳴子温泉を経由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を経由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を経由して新潟県村上市坂町へ至る米坂線の７路線がある。このうち、奥羽本線の福島－新庄間はミニ新幹線化され、山形新幹線として東北新幹線に接続している。そのため、当該区間は他路線との乗り入れができない構造である。山形鉄道株式会社は南陽市赤湯から長井市を経由し白鷹町へ至る１路線を運行している。鉄道網は、県土の広さに比して路線網は限られており、人口集積地である内陸の南北軸や庄内地方の海沿いが鉄道網の主なカバー圏域となっている（図１－５）。

港湾は、国際定期コンテナ航路を有し、本県の海の玄関口となる重要港湾酒田港のほか、日本海沿岸に地方港湾として加茂港、鼠ヶ関港（避難港）の二つが点在し、合計３つの港湾を抱える。酒田港は河口部に位置する本港と、海岸線を人工的に掘り込みまた埋め立てて造られた北港があり、特に北港には 50,000 トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。また、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭を有する港湾「基地港湾」として指定されている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、最大 700～1,000 トン級の船舶が接岸（水深-4.5m～-5m）できる。

空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市と鶴岡市にまたがって設置されており、2,000m滑走路一本を有して東京と定期航空路によって結ばれている。

このことから、避難時の輸送手段としては、現状の道路網を基本に鉄道網を有効活用することが考えられるが、その他、道路網の整備が遅れている地域ではヘリコプターや船舶等による輸送手段の確保等も検討する必要がある。

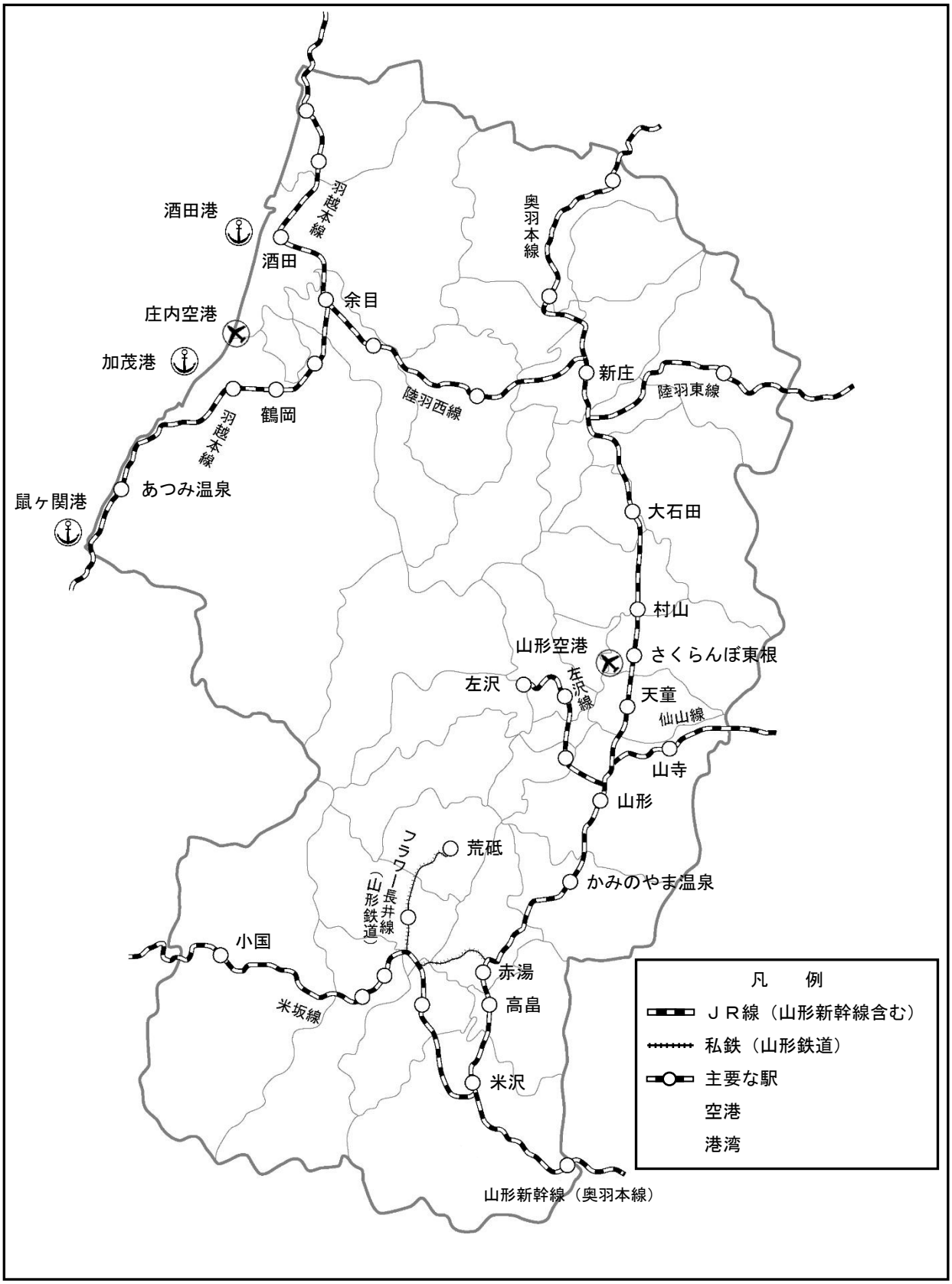


図１―５　鉄道路線及び港湾・空港位置図

7　自衛隊施設等

県内の自衛隊施設としては、東根市に陸上自衛隊神町駐屯地があり、第６師団司令部をはじめとした部隊が置かれている（図１－６）。

武力攻撃事態等においては、自衛隊施設は敵の侵害排除のため部隊移動等が必要となることから、施設周辺では住民の避難路との競合に配慮する必要がある。

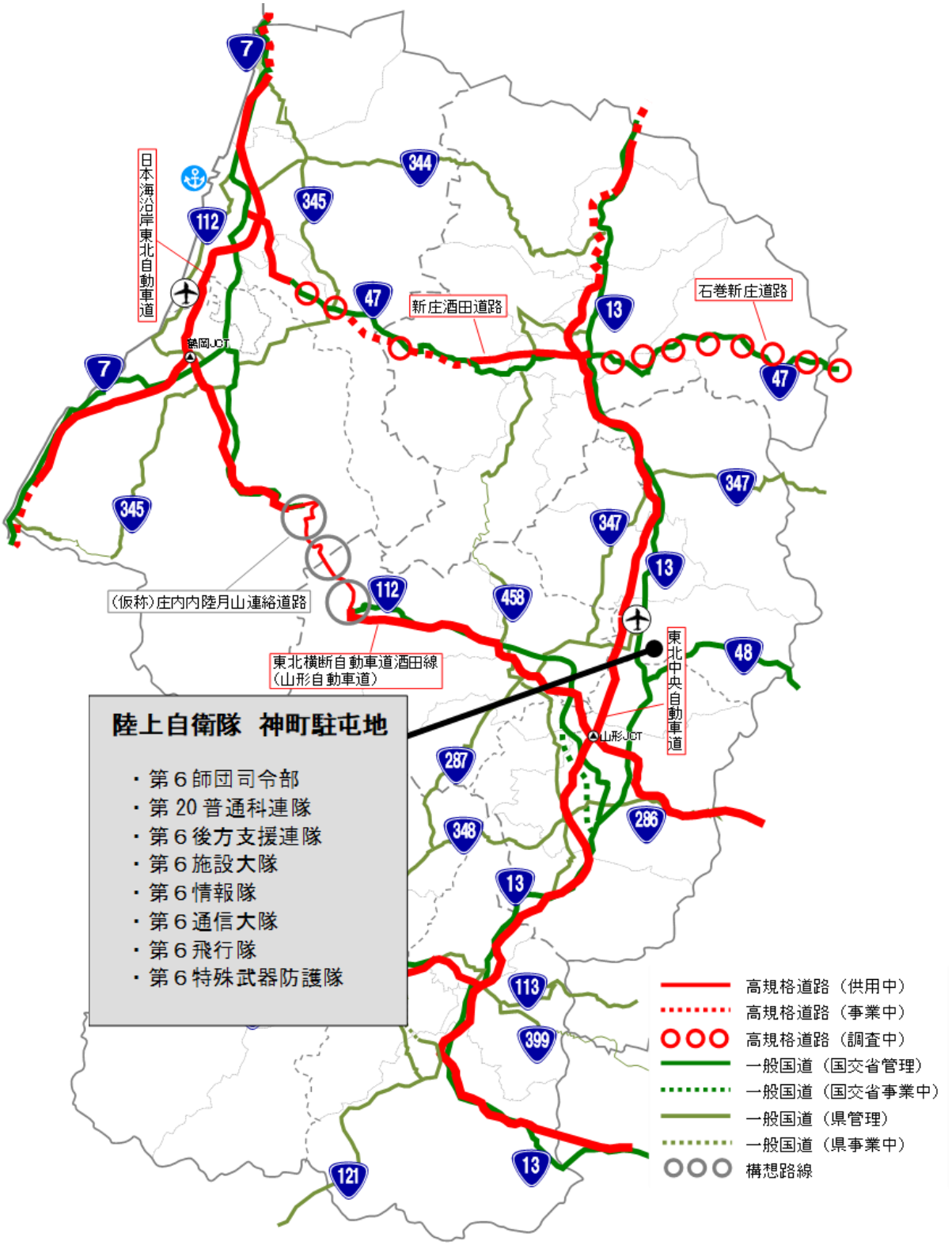


図１―６　自衛隊施設位置図

８　観光

本県には、山寺（立石寺）や出羽三山といった歴史的な観光地があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、冬季には山形蔵王をはじめとしたスキー場が各地で営業するほか、各市町村に温泉地も数多く、年間を通じて多くの観光客を集めている。これら観光地への県外からの観光客は年間で約 1,800 万人となっている。これら観光地等においては、地理に不案内な観光客等を避難させる必要が生じるため、平素より、観光客等を含めた当該施設滞在者に配慮した対処や連携体制の整備が必要である。

第５章　県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　県国民保護計画が対象とする事態

基本指針では、武力攻撃事態については４類型、緊急対処事態については４事態例が、次のとおり想定されている。

県国民保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するが、その際には、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた留意事項にも配慮する。

２　武力攻撃事態

（１）武力攻撃事態の類型

次表に掲げる４類型を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおりである。

事態類型	想　　定
１　着上陸侵攻	（１）事態の概要 ○侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。 （２）特徴 ○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

事態類型	想　　定
	（３）留意点 ○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
２　ゲリラや特殊部隊による攻撃	（１）事態の概要 ○ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。 （２）特徴 ○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 （３）留意点 ○ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
３　弾道ミサイル攻撃	（１）事態の概要 ○弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。 （２）特徴 ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

事態類型	想　　定
	（3）留意点 ○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
4　航空攻撃	（1）事態の概要 ○重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。 （2）特徴 ○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 （3）留意点 ○攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

（2）ＮＢＣ攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるＮＢＣ攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおりである。

種別	対　　応
1　核兵器等	○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対す

種別	対　　応
	る医療が必要となる。 ○放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
2　生物兵器	○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
3　化学兵器	○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

３　緊急対処事態

次表に掲げる４事態例を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおりである。

事態例	想　　定
１　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	（１）事態例 ・原子力事業所等の破壊 ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 （２）被害の概要 ①　原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ②　可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ③　危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ④　ダムが破壊された場合の主な被害 ○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
２　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	（１）事態例 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 （２）被害の概要 ○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
３　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	（１）事態例 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 （２）被害の概要 ○武力攻撃事態におけるＮＢＣ攻撃の場合と同様の被害である。
４　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	（１）事態例 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 （２）被害の概要 ○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

事態例	想　　定
	○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

４　本県において特に留意すべき事項

想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、危険物施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急対処事態においては、都市部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

第　２　編

平素からの備えや予防

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、防災くらし安心部において行う。

【県の各部局における平素の業務】

みらい企画創造部	・情報・連絡体制の整備に関すること ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・空港施設等の把握に関すること
防災くらし安心部	・県国民保護協議会の運営に関すること ・県国民保護計画の見直しに関すること ・国民保護に係る関係機関との連携調整に関すること ・避難及び救援に関する情報の把握に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関すること ・特殊標章等の交付及び管理に関すること ・情報・連絡体制の整備に関すること ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関すること
環境エネルギー部	・廃棄物処理に係る体制整備に関すること
健康福祉部	・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・医療・医薬品等の供給体制の整備に関すること ・赤十字標章等の交付及び管理に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関すること
産業労働部	・食料、飲料水及び生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関すること
農林水産部	・食料（米、乾パン、パン等）の供給･調達体制の整備に関すること
県土整備部	・道路、港湾施設等の把握に関すること ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関すること

企業局	・所管ライフライン施設に係る機能確保に関すること
病院事業局	・県立病院における医療体制の整備に関すること
教育委員会	・県立学校における国民保護啓発に関すること
警察本部	・警備体制の整備に関すること ・交通規制に係る体制整備に関すること ・特殊標章等の交付及び管理に関すること
共通事項	・各部局所管の生活関連等施設の安全確保に関すること ・各部局の管理する公共施設等の安全確保に関すること

２　県職員の参集基準等

（１）職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

（２）２４時間即応体制の実施

県は、武力攻撃等の事態に速やかに対応するため、２４時間体制を実施する。

（３）県の体制及び職員の参集基準等

県は、武力攻撃等の事態に適切に対応するため、次のとおり体制及び参集基準を定める。

【職員参集基準】

<table>
<tr><th colspan="2">体　　制</th><th>参　集　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">山形県危機管理要綱（平成17年４月山形県制定）に基づく体制</td><td>①担当課体制</td><td>防災危機管理課及び消防救急課職員が参集</td></tr>
<tr><td>②関係課長等対策会議</td><td>防災危機管理課及び消防救急課職員並びに関係課職員が参集</td></tr>
<tr><td>③危機管理対策会議</td><td rowspan="2">原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td></tr>
<tr><td>④危機対策本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤県国民保護対策本部体制</td><td>全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr>
</table>

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

<table>
<tr><th>事態の状況</th><th colspan="2">体制の判断基準</th><th>体制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事態認定前</td><td colspan="2">県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①②</td></tr>
<tr><td colspan="2">県の全部局での対応が必要な場合</td><td>③④</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事態認定後</td><td rowspan="2">県国民保護対策本部設置の通知がない場合</td><td>県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①②</td></tr>
<tr><td>県の全部局での対応が必要な場合</td><td>③④</td></tr>
<tr><td colspan="2">県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td><td>⑤</td></tr>
</table>

※　①から④の体制の判断は、防災くらし安心部長が行う。

（４）県警察における体制の整備

県警察は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

（５）職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時携帯電話等を携行し、電話・メール等に

よる連絡手段を確保する。

（６）職員の参集が困難な場合の対応

県は、参集予定職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

（７）職員の服務基準

県は、（３）①から⑤の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

（８）交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保　　等

３　国民の権利利益の救済に係る手続等

（１）国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】　　※　法は「国民保護法」をいう。

損失補償 （法第 159 条第 1 項）	特定物資の収用に関すること（法第 81 条第 2 項）
	特定物資の保管命令に関すること（法第 81 条第 3 項）
	土地等の使用に関すること（法第 82 条）
	応急公用負担に関すること（法第 113 条第 3 項）
	車両等の破損措置に関すること （法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 3 第 2 項後段）
実費弁償 （法第 159 条第 2 項）	医療の実施の要請等に関すること。（法第 85 条第 1 項・第 2 項）
損害補償 （法第 160 条）	国民への協力要請によるもの （法第 70 条第 1 項・第 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項）
	医療の実施の要請等によるもの（法第 85 条第 1 項・第 2 項）
不服申立てに関すること（法第 6 条、第 175 条）	
訴訟に関すること（法第 6 条、第 175 条）	

（２）国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、山形県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武

力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

４　市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

（１）市町村

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、２４時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

（２）指定地方公共機関

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

５　医療提供体制の確保

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

第２　関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

１　基本的考え方

（１）防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

（２）関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

（３）関係機関相互の意思疎通

県は、自衛隊、海上保安庁、指定地方公共機関、隣接県、市町村等との連絡会議を適宜開催することにより、意思の疎通を図る。

２　国の機関との連携

（１）指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

（２）防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

（３）指定地方行政機関との連携

県は、県の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

３　他の都道府県との連携

（１）広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

（２）相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やＮＢＣ攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、相互応援協定の締結、又は防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し必要な見直し等を行う。

この場合において、相互応援協定の締結、又は防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

（３）警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、広域的な災害派遣体制を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の充実を図るよう努める。また、他の都道府県警察と連携して、同隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

（４）隣接する県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、隣接する宮城県、秋田県、福島県及び新潟県との間で緊密な情報の共有を図るため、各県による連絡会議の開催や広域連携に係る要領の作成等の体制整備に努める。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、衛生研究所等は、上記の隣接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

（５）隣接する県に対する事務の委託

県は、隣接する宮城県、秋田県、福島県及び新潟県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

４　市町村との連携

（１）市町村との連携体制の整備

県は、県の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、市町村との緊密な連携を確保する。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保などの都道府県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

（２）市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

（３）市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

（４）市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

（５）消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるＮＢＣ対応可能な部隊数やＮＢＣ対応資機材の所在について、把握する。

（６）消防団の充実・活性化の推進

県は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

５　指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

（１）指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備

県は、県の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定公共機関等との緊密な連携を確保する。

（２）指定地方公共機関国民保護業務計画に対する助言

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行うことができる。

（３）民間事業者等との連携体制の整備

県は、民間事業者等から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

６　ボランティア団体等に対する支援

（１）自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

（２）自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通

信の確保が重要であることから、通信体制の整備等について定める。

（１）通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁や電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

（２）県における非常通信体制の確保

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報通信の確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

（３）県警察における通信の確保

県警察は、東北管区警察局、県、市町村等と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

（４）市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第４　情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

１　基本的考え方

（１）情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

（２）体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

（３）関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

（４）県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

２　警報の通知等に必要な準備

（１）警報の通知先となる関係機関

国対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等については、第１編第３章に掲げるとおりである。

（２）多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

県は、総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

（３）市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

３　市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

４　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（１）安否情報の収集、整理及び提供のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の整理及び回答に係る責任体制を整備するとともに、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法、収集先等）を把握する。

（２）安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する安否情報収集様式第１号、第２号及び安否情報省令第２条に規定する安否情報報告書様式第３号の周知徹底を図る。

（３）安否情報の種類及び報告様式

県が収集する安否情報は次のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書である。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民（負傷した住民も同様）

①　氏名
②　フリガナ
③　出生の年月日
④　男女の別
⑤　住所（郵便番号を含む。）
⑥　国籍
⑦　①から⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

⑧　負傷（疾病）の該当
⑨　負傷又は疾病の状況
⑩　現在の居所
⑪　連絡先その他必要情報
⑫　親族・同居者からの照会への回答の希望
⑬　知人からの照会への回答の希望
⑭　親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意

2　死亡した住民

（上記①から⑦に加えて）

⑮　死亡の日時、場所及び状況
⑯　遺体が安置されている場所
⑰　連絡先その他必要情報
⑱　親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意

5　市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（1）安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任体制をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

（2）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6　被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に必要な体制の整備を図る。

（2）被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を次の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

年　月　日　時　分
山　　形　　県
（○　○　市（町村））

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時　　年　月　日

（2）発生場所　　市　　町　丁目　番　号（北緯　　度、東経　　度）

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行　方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況

7　市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第５　研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

1　研修

（1）国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する職員の資質の向上を図るため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

（２）県の研修機関における研修の実施

県は、職員育成センター等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

（３）外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓練

（１）県における訓練の実施

県は、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、市町村とともに、国、他の都道府県その他関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

（２）訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

①　県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
②　被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
③　避難誘導訓練及び救援訓練
④　通信訓練

（３）訓練に当たっての留意事項

①　国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
②　住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
③　訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、必要に応じて国民保護計画等の見直し等を行い、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。
④　訓練の実施に当たっては、住民に対し広く参加を呼びかけるとともに、訓練の開催時期、場所等については、住民の参加が容易となるように配慮する。
⑤　県は、学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
⑥　県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
⑦　県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第２章　避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について定める。

１　避難及び救援に関する基本的事項

（１）基礎的資料の準備

県は、的確かつ迅速に避難の指示及び救援に係る措置を行うことができるよう、次のような基礎的資料を準備する。

- 県の地図
- 隣接県の地図
- 区域内の人口分布図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関の連絡先一覧、協定
- 収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（※ 特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）
- 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト
- 給水拠点となる配水池、応急給水槽等の施設配置図
- 関係医療機関のデータベース
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場等のデータベース
- 隣接県の各種データ

（２）市町村の避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領パターンを作成するに当たっては、必要な助言を行う。この場合において、県警察は、避難経路選定等について必要な助言を行う。

（３）要配慮者への支援

県は、要配慮者支援指針を作成し、市町村における要配慮者の避難誘導体制の整備について支援する。

（４）電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

（５）医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対する救護班及びＤＭＡＴの派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法について、県地域防災計画等で定めている体制を活用する。また、ＮＢＣ攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

（６）市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の

一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

２　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等と協議のうえ、県地域防災計画の緊急輸送ネットワークを活用しながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（１）運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、東北運輸局等からの聞き取り等により、保有車両数、定員等の運送事業者の輸送力について次のような情報を把握する。

①　保有車輌等（鉄道、バス、船舶、飛行機等）の数、定員

②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法

（２）輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関、東北運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について次のような情報を把握する。

①　道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

②　鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

③　港湾　（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

④　飛行場　（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

（３）運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

（４）離島における留意事項

県は、飛島（酒田市）の住民の避難について、全住民の避難を想定した体制を整備し、酒田市、国、指定公共機関等との連携協力に努めるとともに、次に掲げる輸送手段等の情報を把握する。

①　島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段

②　想定される避難先までの輸送経路

③　島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

３　交通の確保に関する体制等の整備

（１）武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

（２）交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

（３）緊急通行車両に係る確認手続

県及び県警察は、武力攻撃事態等における緊急通行車両に係る確認についての手続の整備を図る。また、県警察は、確認制度の整備を図る。

（４）道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、道路管理者と密接に連携する。

４　避難施設の指定

（１）避難施設の指定の考え方

県は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

（２）避難施設の指定に当たっての留意事項

①　避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

②　爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下通路等の地下施設を指定するよう配慮する。

③　事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

④　危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

⑤　物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

⑥　車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

（３）避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

（４）避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の 10 分の１以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

（５）避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、データベース化による全国的な避難施設情報の共有化を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

（６）市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

５　市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

（１）避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作

成するものとする。

（２）運送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

第３章　生活関連等施設の把握等

第１　生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

１　生活関連等施設の把握

（１）生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、次に掲げる項目について整理する。なお、記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮する。

- 施設の種類
- 名称
- 所在地
- 管理者名
- 連絡先
- 危険物質等の内容物
- 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第２７条	第１号	発電所、変電所	経済産業省
	第２号	ガス工作物	経済産業省
	第３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省
	第４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	第５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	第６号	放送用無線設備	総務省
	第７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	第８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	第９号	ダム	国土交通省
第２８条	第１号	危険物	総務省消防庁
	第２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	第３号	火薬類	経済産業省
	第４号	高圧ガス	経済産業省
	第５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会

	第６号	核原料物質	原子力規制委員会
	第７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	第８号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。））	厚生労働省、農林水産省
	第９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	第10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	第11号	毒性物質	経済産業省

（２）県警察及び酒田海上保安部長に対する情報提供

知事は、県警察及び酒田海上保安部長に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

２　生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

（１）管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び酒田海上保安部長と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて県、県警察、酒田海上保安部等と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議のうえ、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

（２）県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

（３）管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者が、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

（４）管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

３　市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第２　県・市町村が管理する公共施設等の安全確保

県・市町村が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県・市町村として、予防対策について定める。

１　県が管理する公共施設等の安全確保

県は、その管理に係る公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置の実施の在り方について定める。

また、県は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により公の施設を管理する指定管理者に対して、県の措置に準じた措置をとるように求める。

２　市町村が管理する公共施設等の安全確保

市町村は、その管理する公共施設等について、県の措置に準じた警戒等の措置の実施の在り方について定めるよう努めるものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第４章　物資及び資材の備蓄・整備等

国民保護措置の実施に必要となる物資及び資材の備蓄・整備並びに施設及び設備の点検等について定める。

１　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備

（１）基本的考え方

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材については、防災のための備蓄と相互に兼ねることを原則とし、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

（２）国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

なお、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、県は、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

２　県が管理する施設及び設備の整備・点検等

（１）施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施を想定のうえ、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

（２）ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、２系統受電設備や自家発電設備の整備等により、代替性の確保に努める。

（３）復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、県が管理する施設に係る地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

３　市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第５章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を定める。

１　国民保護措置に関する啓発

（１）啓発の方法

県は、国及び市町村と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

（２）防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図り、消防団及び自主防災組織の特性を活かしながら地域住民への啓発を行う。

（３）学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

（１）住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

（２）運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

３　市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第　３　編

武力攻撃事態等への対処

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について定める。

１　危機対策本部等の設置及び初動措置等

（１）山形県危機管理要綱に基づく危機対策本部等の設置

①　県は、県の区域内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性があると考えられる事案に関する情報を把握した場合には、担当課体制をとるとともに、事態の状況に応じて、山形県危機管理要綱に基づく危機管理対策会議等を開催し、当該事案に係る情報収集や、関係機関への迅速な情報提供を行う。

②　知事は、県の区域内において、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県として的確かつ迅速に対処するため、山形県危機管理要綱に基づく危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）を速やかに設置する。

この場合、危機対策本部は、次章に規定する県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と同様の体制をとるものとする。

また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。

③　他の都道府県において武力攻撃事態等の認定につながる可能性があると考えられる事案に関する情報を把握した場合又は他の都道府県で武力攻撃事態等の認定がなされた場合においては、事態の状況に応じた体制をとるものとする。

④　県は、危機対策本部を設置したときは、直ちに事案の状況について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡する。

⑤　危機対策本部は、自衛隊、海上保安庁、県警察、消防等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等に対して迅速に情報提供を行う。また、知事は、自衛隊、海上保安庁、県警察、消防等に対して、必要に応じ、連絡員の派遣を要請する。

（２）危機対策本部における初動措置

県は、危機対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

また、事態認定後においては、事態の状況に応じて、国民保護措置を実施するとともに、必要に応じて、国に対して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

２　国民保護対策本部に移行する場合の調整

危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、危機対策本部は廃止する。

県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

３　市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

（１）市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、初動体制の確立に万全を期するものとする。

（２）市町村は、初動措置の実施後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置するものとする。

（３）（２）の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

（４）市町村は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関相互の情報共有及び活動調整を行うものとする。

第２章　県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等及び通信の確保について定める。

１　県対策本部の設置

（１）県対策本部の設置手順

県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

②　知事による県対策本部の設置

県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合、知事は、直ちに県対策本部を設置する。

また、知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するとともに、各部局、市町村、指定地方公共機関その他関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

なお、事前に前章で規定する危機対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。

③　県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部長は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

④　県対策本部の開設

県対策本部長は、県庁舎講堂に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。(特に、関係機関

が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

⑤　交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備、仮眠設備の確保等を行う。

⑥　県対策本部の代替機能の確保

県庁舎が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、県対策本部の予備施設として各総合支庁舎（地域振興局を含む。）を指定する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

（２）県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

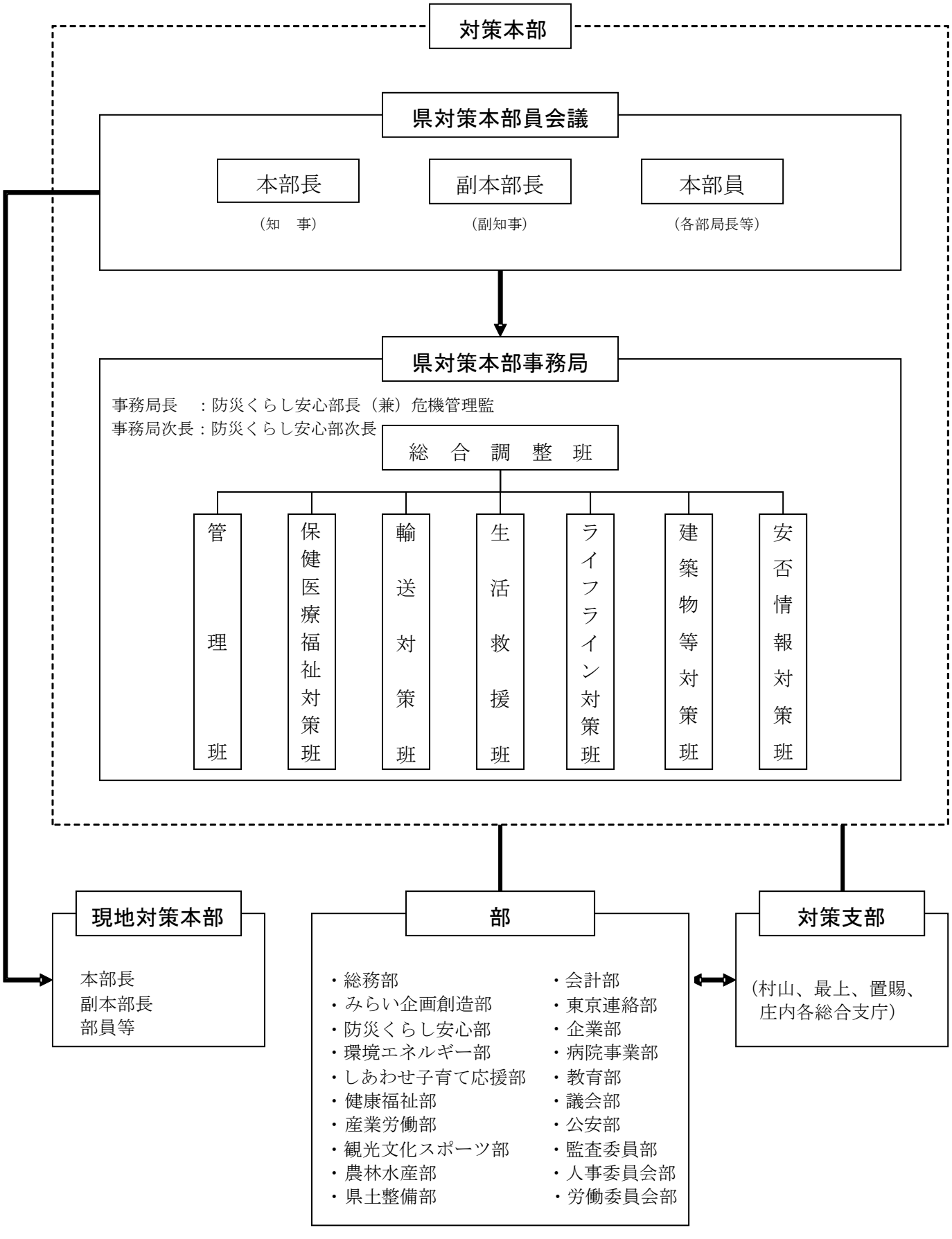
知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

（３）県対策本部の組織構成及び運営

県対策本部の組織構成は次のとおりとする。

なお、県対策本部の組織及び運営については、「山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部運営要綱」に定める。

山形県国民保護対策本部組織構成図



（４）県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

（５）現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の一部を行うため必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名するものをもって充てる。

（６）県対策支部の設置

知事は、国民保護措置の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの管轄区域をその区域とする県対策支部を設置する。

なお、当該区域において現地対策本部が設置された場合には、当該県対策支部は現地対策本部長の指揮の下に業務を行う。

（７）県対策本部長の権限

県対策本部長は、県の区域内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

②　国対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③　職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対し、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。（自衛隊の連絡員の派遣）

④　情報の提供の求め

県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民

保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥　県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（８）県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

２　現地調整所の設置

県は、市町村が現地調整所を設置できない場合又は市町村の区域を越えて武力攻撃による災害が発生した場合等において、必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関相互の情報共有及び活動調整を行う。

３　通信の確保

（１）情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

（２）情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

（３）通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

（４）市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

４　マニュアルによる運用

県は、国民保護措置の実施の詳細に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第３章　関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

１　国対策本部との連携

（１）国対策本部との連携

県は、国対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

（２）国現地対策本部との連携

県は、国現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

（３）武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

県は、国現地対策本部長が、国現地対策本部と関係地方公共団体国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合は、これに参加し、国民保護措置に関する情報の共有を図る。

２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

（１）指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

（２）市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請等

（１）知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。（国民保護等派遣）

この場合、県は、武力攻撃事態等において、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容（例）】

- 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
- 武力攻撃災害の応急の復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

（２）知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

（３）知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（同法第 81 条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通

じて緊密な意思疎通を図る。

4　他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

（１）都道府県間の応援

①　県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の都道府県に対して応援を求める。

②　県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

③　応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

（２）事務の一部の委託

①　県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

・　委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

②　他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（１）県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業株式会社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

（２）県は、（１）の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、（１）の職員の派遣について、あっせんを求める。

（３）県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

（４）県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

（５）知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必

要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

7　県の行う応援等

（1）他の都道府県に対して行う応援等

①　県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

（2）市町村に対して行う応援等

①　県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

③　県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

（3）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8　ボランティア団体等に対する支援等

（1）自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

（2）ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとするものがいる場合には、その安全を十分に確保するため、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断する場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

（3）民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

９　住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

①　避難住民の誘導
②　避難住民等の救援
③　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
④　保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。

１　警報の通知等

（１）警報の通知

①　知事は、国対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を防災行政無線等により、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

【警報に定める事項（国民保護法第 44 条第２項)】
①　武力攻撃事態等の現状及び予測
②　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
③　①及び②に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
※②に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

②　知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。

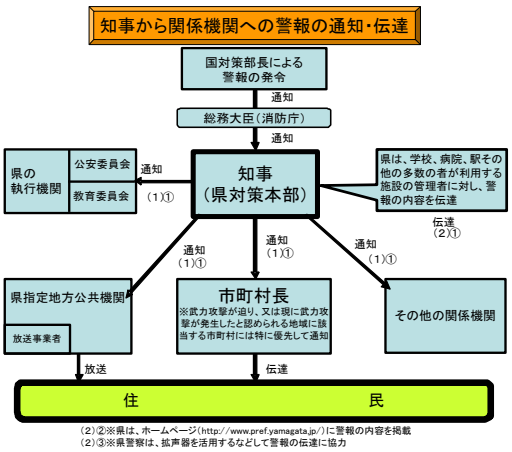
③　知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。なお、この場合、伝えるべき警報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

（２）警報の伝達等

①　県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、市町村との役割分担に従って、警報の内容を伝達する。

【警報通知・伝達仕組み図】



② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（http://www.pref.yamagata.jp/）に警報の内容を掲載する。

③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

2 市町村長の警報伝達

（1）市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに、住民及び関係ある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

（2）警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次のとおり行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

（3）市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、また、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

（4）警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

３　緊急通報の発令

（１）緊急通報の発令

①　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

②　この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案したうえで発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

（２）緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容（一例)】

〔A町○○海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様〕

・　○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報。
・　現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
・　○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
・　その他不審者に関する情報等があれば、××０１－○○０２まで電話すること。

（３）緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部にその内容を報告する。

（４）放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、この場合、伝えるべき緊急通報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

４　マニュアルによる運用

県は、警報の通知、伝達等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第２　避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について定める。

１　避難措置の指示

（１）避難措置の指示を受けた場合等の連絡

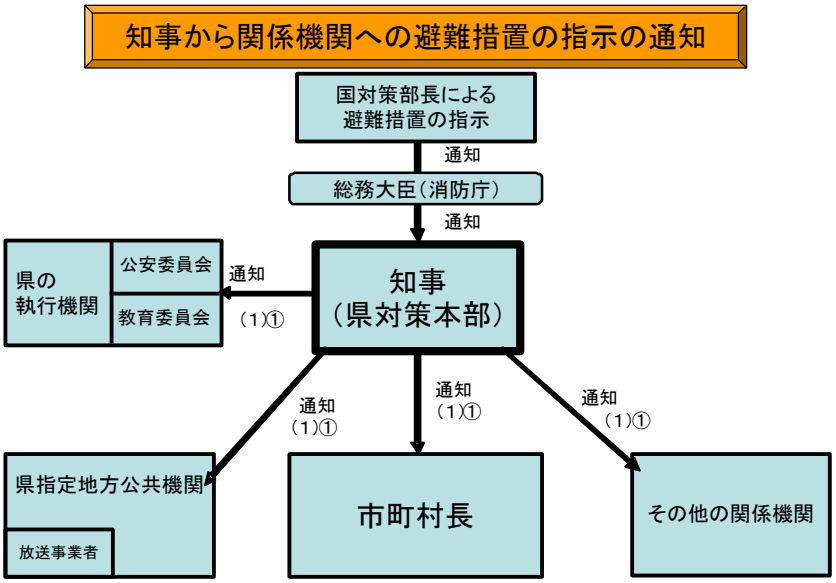
①　知事は、国対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直

ちに、その内容を防災行政無線等により、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

【避難措置の指示の内容（国民保護法第 52 条第２項)】
① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
② 住民の避難先となる地域（避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。））
③ 関係機関が講ずべき措置の概要

② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。

【避難措置の指示の通知仕組み図】



（２）避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

① 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、要避難地域住民に対する避難の指示を行う。

② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施する。

③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達する。

（３）大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

国対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に回答する。

２　避難の指示

（１）住民に対する避難の指示

①　知事は、要避難地域を管轄する場合、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、各都道府県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該都道府県の判断により、当該住民へも避難を指示できる。

②　知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、次のような事項に留意し必要な調整をして避難の指示を行う。

○　要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
- 関係市町村からの最新の情報の入手

○　避難のための運送手段の調整
- 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
- 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

○　主要な避難経路や交通規制の調整
- 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- 道路の状況に係る道路管理者との調整

○　区域内外の避難施設の状況の確認
- 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択

○　国による支援の確認
- 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- 防衛省への支援要請

○　市町村との役割分担の確認
- 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整

○　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
- 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- 国対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用に関する指針（以下「利用指針」という。）を踏まえた対応

（必要に応じて、当該利用指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整）

③　動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等の所要の措置を講ずる。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示

山形県知事

○月○日○時現在

○　本県においては、○日○時に国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○　本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
（１）Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了)。
・輸送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）
※　○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。
（２）Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了)。
・輸送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・
（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
※　関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

（２）放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送
①　放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。
②　放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

（３）県の区域を越える住民の避難の場合の調整
①　知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
・　避難住民数、避難住民の受入予定地域
・　避難の方法（輸送手段、避難経路）　等
なお、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の都道府県知事に対し、国民保護法第 13 条に基づき事務の委託を行う。
②　この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
③　知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者にその旨を通知する。
④　知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、避難住民の受入れに関する勧告がなされた場合、知事は、そ

の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

（４）国対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国対策本部長による意見聴取（特定公共施設利用法第６条３項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

（５）避難の指示の国対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

（６）避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、関係指定公共機関にも通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。

（７）避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設等の供与を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設等の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

（８）地域特性等に応じた住民避難

①　飛島（酒田市）における住民の避難

ア　飛島（酒田市）の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、次の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国対策本部に早急に連絡する。

・　避難すべき住民の数、想定される避難方法

・　現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

イ　運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。

ウ　この場合において、県は、市町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう、避難の時期、避難の方法を定める。

②　冬期間における避難の場合

知事は、冬期間における避難の場合においては、国及び市町村と連携を図り、避難経路となる道路の積雪及び凍結の状況を的確に把握し、避難住民や誘導者の防寒対策等、避難住民の安全確保に留意した避難の指示を行う。また、それぞれの道路管理者に対し、除雪等の適切な措置を行うよう要請する。

③　中山間地域等における避難の場合

知事は、中山間地域等、公共交通機関が限られている地域における住民の避難が必要となる場合においては、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、避難の交通手段として自家用車等を示すことができるものとする。

④　大規模集客施設等における避難の場合

知事は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設等、不特定多数の者が利用する施設において避難が必要となる場合においては、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、

当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を実施する。

（９）武力攻撃事態ごとの留意事項

①　ＮＢＣ攻撃の場合

知事は、ＮＢＣ攻撃の場合においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。また、知事は、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

②　弾道ミサイル等による攻撃の場合

ア　弾道ミサイルは、極めて短時間で我が国に着弾することが予想されることから、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

イ　弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

ウ　着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

エ　急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

〔特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合〕

○　要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

③　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア　国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

イ　ゲリラによる急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の

立入禁止を徹底する。

ウ　知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、酒田海上保安部、自衛隊の連携が図られるよう広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示

○　本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

○　ＢＢ地区の住民については、市町村長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

④　着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

３　県による避難住民の誘導の支援等

（１）市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし、市町村長が円滑な避難住民の誘導を行えるよう必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

（２）市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

また、県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

（３）市町村長による避難住民の誘導への支援・補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握したうえで、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整を行うなど、その役割に応じた避難住民の誘導補助を行う。

（４）広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など、避難誘導に係る広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

（５）市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対して、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長より行われないときは、知事は市町村長に通知したうえで、県職員を派遣し、当該職員を指揮して避難住民の誘導を実施する。

（６）国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に対する支援を要請する。

（７）内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

（８）避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合が予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

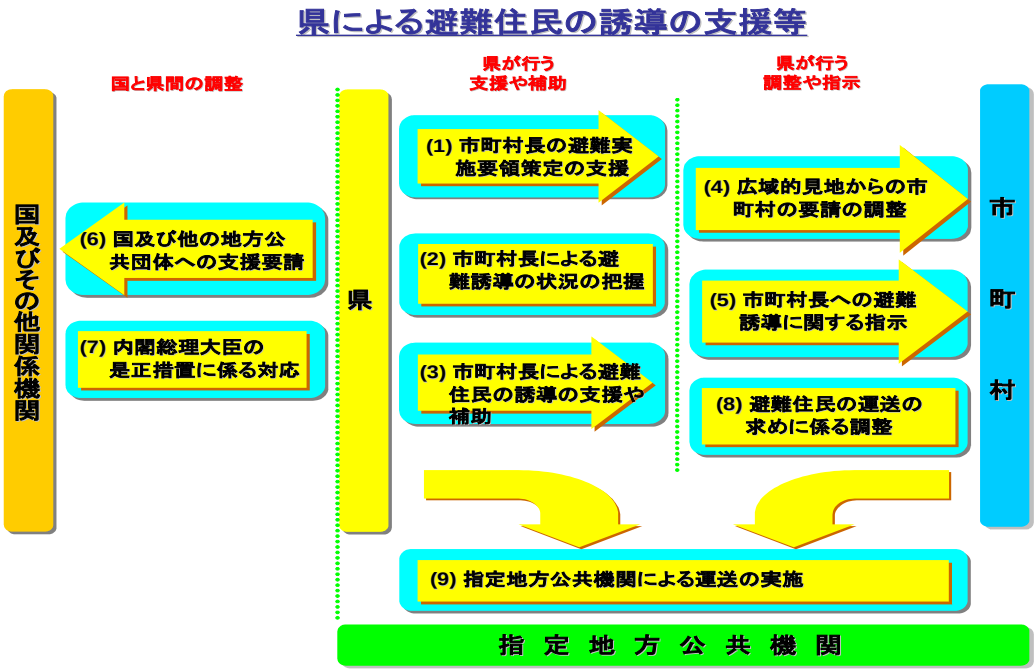
知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

（９）指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

【避難住民誘導の仕組み図】



4　市町村による避難実施要領の策定

（１）避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に次の事項を定めた避難実施要領を策定するものとする。

①　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

②　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

③　避難の実施に関し必要な事項

（２）避難実施要領策定の際の主な留意事項

①　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

②　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、場所名及び集合場所への交通手段を可能な限り具体的に記載する。

④　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤　集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦　市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務、連絡先等を記載する。

⑧　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪　避難住民の携行品及び服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品及び服装について記載する。

⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

【避難実施要領のイメージ（一例）】

避難実施要領

山形県Ａ市長

○月○日○時現在

1　避難の経路、避難の手段その他避難の方法

Ａ市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

（1）Ａ市のＡ１地区の住民は、Ｂ市のＢ１地区にあるＢ市立Ｂ１高校体育館を避難先として、×日×時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○　避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：　Ａ市Ａ１地区の住民は、Ａ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

鉄道の場合：　Ａ市Ａ１地区の住民は、○○鉄道△△線ＡＡ駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はＡＡ通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１駅行きの電車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及びＡ市職員の誘導に従って、主に徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

船舶の場合：　Ａ市１地区の住民は、Ａ市Ａ港に、○日○時○分を目途に集合

する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・

（２）Ａ市Ａ２地区の住民は、Ｂ市Ｂ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、×日×時×分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

２　避難住民の誘導の実施方法

（１）職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員
・避難誘導要員
・市対策本部要員
・現地連絡要員
・避難所運営要員
・水、食料等支援要員　等

（２）残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

（３）高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

３　その他避難の実施に関し必要な事項

（１）携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

（２）服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

（３）避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

Ａ市対策本部　担当　○○○○
ＴＥＬ　0×-52××-××51（内線　××××）
ＦＡＸ　0×-52××-××52

・・・・以下略・・・

５　避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、

当該施設の安全確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

ライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、住民の避難に当たって、安全の確保に配慮した上で、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、ライフラインの安定的な供給に努めるものとする。

６　マニュアルによる運用

県は、避難の指示等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第５章　救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の内容等について定める。

１　救援の実施

（１）救援の実施

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

① 収容施設の供与
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
③ 医療の提供及び助産
④ 被災者の捜索及び救出
⑤ 埋葬及び火葬
⑥ 電話その他の通信設備の提供
⑦ 福祉サービスの提供
⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑨ 学用品の給与
⑩ 死体の捜索及び処理
⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（２）着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

２　関係機関との連携

（１）国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。こ

の場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

（２）他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

（３）市町村との連携

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

（４）事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

（５）日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）における実務に準じた手続により行う。

（６）緊急物資の運送の求め等

知事は、市町村の区域を越えて緊急物資の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、緊急物資の運送が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、緊急物資の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

（７）指定地方公共機関による緊急物資の運送

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

３　救援の内容

（１）救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合

には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

（２）救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

（３）救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）
- 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- 寒冷期における暖房の確保
- 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- 収容期間が長期にわたる場合の対応（建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握及び宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握。必要に応じて、速やかな建設、民間住宅の借上げ又はその他の適切な方法により供与）
- 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請）
- 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水、生活必需品等の給与又は貸与

- 食品・飲料水、生活必需品等の備蓄物資及び調達可能物資の確認
- 食品・飲料水の衛生確保
- 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- 引き渡し場所や一時集積配分拠点、輸送路の確認、運送手段の調達、輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- 医薬品、医療資機材、ＮＢＣ対応資機材等の所在の確認
- 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- 救護班及びＤＭＡＴの編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- 人工透析患者及び難病患者が継続して医療を受けるための調整
- 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出

- 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等との連携
- 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

・　広域的な火葬の対応
・　県警察、海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
・　国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第５条及び第 14 条の特例）

⑥　電話その他の通信設備の提供
・　収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
・　電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
・　電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
・　障がい者等への対応
・　通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請

⑦　福祉サービスの提供
・　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握
・　これらの者からの相談対応
・　これらの者に対する避難生活上の支援
・　福祉避難所の設置
・　福祉サービスの提供に関する国等への支援要請

⑧　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
・　住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
・　応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
・　住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
・　応急修理の相談窓口の設置
・　住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請

⑨　学用品の給与
・　児童生徒の被災状況の収集
・　不足する学用品の把握
・　学用品の給与体制の確保
・　教科書等の給与に係る国等への支援要請

⑩　死体の捜索及び処理
・　死体の捜索及び処理の実施についての県警察、自衛隊、海上保安庁等との連携
・　被災情報、安否情報の確認
・　死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
・　死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
・　死体の一時保管場所及び必要な資材（棺、ドライアイス等）の確保

⑪　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
・　障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
・　障害物の除去の施工者との調整
・　障害物の除去の実施時期
・　障害物の除去に関する相談窓口の設置

4　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

①　核攻撃等の場合の医療活動

- 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージの実施、放射性物質による汚染や放射線被ばくの程度に応じた医療の実施

②　生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③　化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5　医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

6　救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。

この場合において、国民保護法第５条第２項の規定により、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならないものであることを踏まえ、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講ずることに留意する。

なお、②から④までの措置については、公用令書を交付して行う。

①　特定物資について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

②　①の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

③　特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

④　収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

⑤　特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

⑥　特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

⑦　医療の要請及び指示

また、知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、①から③までの必要な措置を行うことを要請する。

【特定物資（国民保護法第 81 条第１項）】

救援の実施に必要な次の物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

ア　医薬品

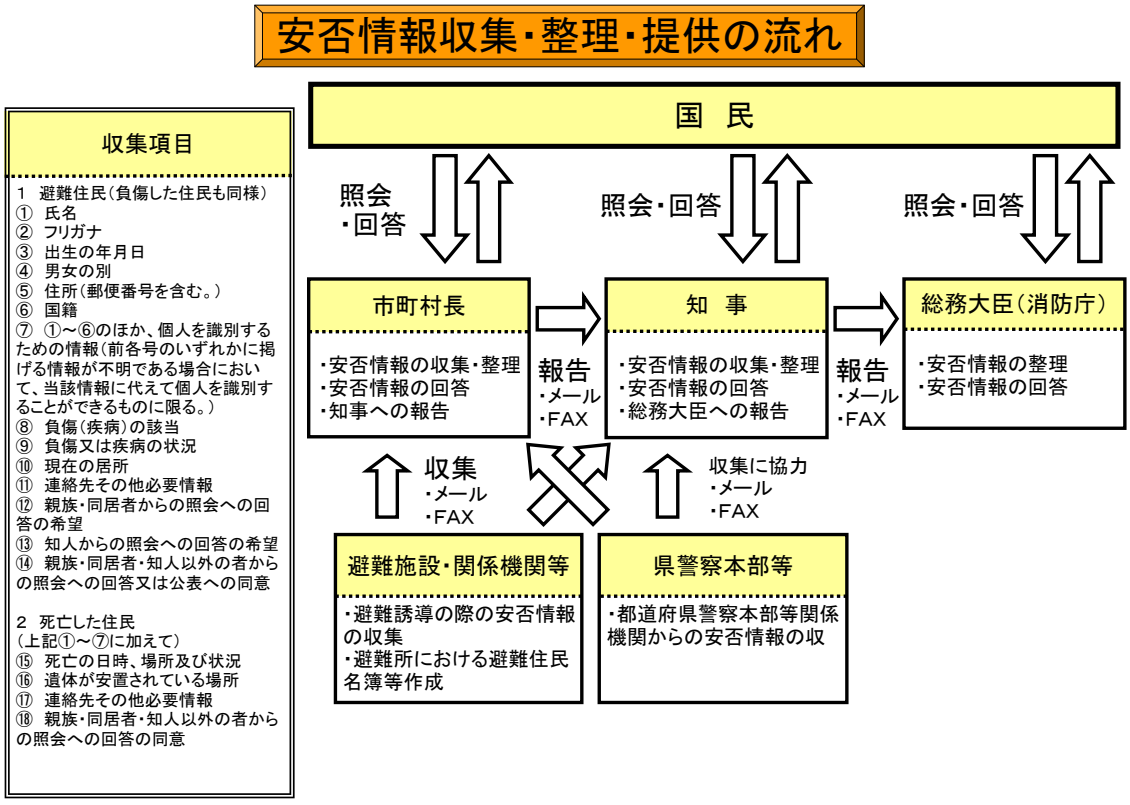
イ　食品
ウ　寝具
エ　医療機器その他衛生用品
オ　飲料水
カ　被服その他生活必需品
キ　建設資材（国民保護法第 89 条第１項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）
ク　燃料
ケ　アからクのほか、国民保護法第 75 条第１項第５号から第８号までに掲げる救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

７　マニュアル等による運用

県は、救援の実施に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。なお、この場合、県地域防災計画等に定める実施体制を活用することとする。

第６章　安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。



１　安否情報システムの利用

県及び市町村は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。

ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合

には、電子メール、ＦＡＸにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用できるものとする。

２　安否情報の収集

（１）安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

（２）県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

（３）安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（４）安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

３　総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

４　安否情報の照会に対する回答

（１）安否情報の照会の受付

①　県は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

（２）安否情報の回答

①　県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

②　県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、

照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第４条に規定する様式第５号により回答する。

③　県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（３）個人の情報の保護への配慮

①　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

②　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

５　日本赤十字社山形県支部に対する協力

県は、日本赤十字社山形県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、３（２）及び（３）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

６　マニュアルによる運用

県は、安否情報の収集及び提供に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

７　市町村による安否情報の収集及び提供

（１）市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

（２）市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

（１）武力攻撃災害への対処

知事は、国対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

（２）国対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度

な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

（３）対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、県警察、消防等必要な機関に対し通知する。

３　生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

（１）生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、県、県警察、酒田海上保安部等及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察及び酒田海上保安部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

【施設の安全確保に関する確認事項（一例）】

施　設　名	施設の安全確保に関する確認事項
○○	（チェック例） ・　警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか。 ・　監視カメラが適切に作動しているか確認したか。　など ※　各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載

※　記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮する。

（２）施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（３）県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。また、公の施設を管理する指定管理者に対して、県の措置に準じた措置の実施を求める。

（４）立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は酒田海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

【立入制限区域について】

① 範囲

県公安委員会又は酒田海上保安部長が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。酒田海上保安部長も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置を取ることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官による当該区域への立入り制限・禁止、当該区域からの退去命令

（５）国対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

（６）国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じ

て国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容をこれらの機関に速やかに伝達する。

4　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

（1）危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、（1）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

・措置の欄のうち「1号、2号、3号」は、それぞれ次の措置を意味する。

1号：取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号：製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号：所在場所の変更又はその廃棄

・措置の欄のうち「○」は、国民保護法第 103 条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区　　分	措置		
		1号	2号	3号
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第 11 条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○

項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第３条の２第１項の特定毒物研究者又は前条第２号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第２条第１項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	火薬類取締法第 45 条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること			
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第２条の高圧ガス（同法第３条第１項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第６条の液化石油ガス販売事業者若しくは同法第 37 条の４第３項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	高圧ガス保安法第 39 条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、同法第 37 条の４第３項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			

医薬品医療機器等法第 44 条第１項の毒薬及び同条第２項の劇薬（同法第 46 条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 80 条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考　１　この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第２条第８号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 ２　自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第 50 条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

５　武力攻撃原子力災害への対処

隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の県の活動体制、モニタリングの実施、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、山形県地域防災計画（風水害等対策編）の定めの例によるものとする。

第２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

県は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、ＮＢＣ攻撃による災害に当たり必要な事項について定める。

県は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

１　応急措置の実施

知事は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じたうえで、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

２　国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

３　関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図る。また、汚染物質に関する情報を保健所を通じて衛生研究所、医療機関等と共有するとともに、専門的な知識を有する医療機関等との連携を図る。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

4　汚染原因に応じた対応

県は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

（１）核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

（２）生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

また、衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

（３）化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

5　知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

国民保護法第 108 条第１項各号	対象物件等	措置
第１号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次の措置を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第２号	汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、次の措置を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第３号	汚染され、又は汚染された疑いがある死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第４号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

第５号	汚染され、又は汚染された疑いがある建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第６号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

①	当該措置を講ずる旨
②	当該措置を講ずる理由
③	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
④	当該措置を講ずる時期
⑤	当該措置の内容

第３　応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

１　退避の指示

（１）退避の指示

①　退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

②　屋内退避の指示

なお、知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

・　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

・　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示（一例）】

○　「△△市○○町×丁目、××市△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

○　「△△市○○町×丁目、××市△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△

△（一時）避難場所へ退避すること。

（２）退避の指示に伴う措置

① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

② 県は、退避の指示をした場合は、県警察、退避を要する地域を管轄する市町村長、消防その他機関に速やかに通知する。

③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

④ 県は、退避の指示を行った場合は、国対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

（３）警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

２ 警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

（２）警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、次の方法等により行う。

① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

（３）警戒区域設定に伴う措置

① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに県警察及び市町村長に通知する。

② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

（４）警察官等による警戒区域の設定等

① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

３ 事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物

の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

4　応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5　消防に関する措置等

（1）消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

（2）消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1　広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2　緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

1　国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻

撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
2　特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

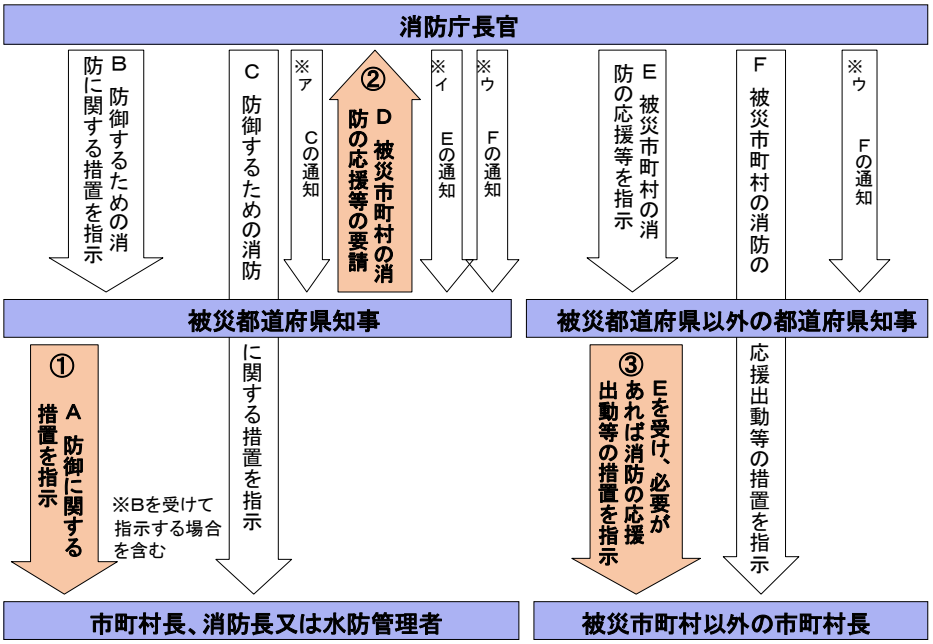
【具体的な例】
応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、②の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

【知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては次のものがある】
ア　消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
イ　消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知
ウ　消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

消防等に関する指示の枠組み



注）図中の①、②、③は、それぞれＰ85～86（２）①、（２）②、（２）③に対応しており、
※ア、※イ、※ウは、それぞれＰ85～86 の（２）③ア、イ、ウに対応している。

第８章　被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

１　被災情報の収集及び報告

（１）県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

（２）県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

（３）県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに総務大臣（消防庁）に報告する。

（４）県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

（５）県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに連絡する。

２　市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

（１）市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

（２）指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

【被災情報の報告様式（再掲）】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

年　月　日　時　分
山　　形　　県
（○　○　市（町村））

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時　　年　月　日

（2）発生場所　　市　　町　丁目　番　号（北緯　　度、東経　　度）

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行　方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況

第９章　保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

１　保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

（１）保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

（２）防疫対策

県は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等への感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

（３）食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

（４）栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

（５）精神保健対策

県は、武力攻撃災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、避難所や応急仮設住宅等で巡回相談を行うとともに、必要に応じて精神科医療機関と連携を図る。

２　廃棄物の処理

（１）廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年３月環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

①　県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

②　県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

（２）廃棄物処理の特例

①　県は、環境大臣が特例地域を指定した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

②　県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合し

ない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

３　文化財の保護

（１）重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

①　県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

②　また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

（２）国宝等の被害を防止するための措置の施行

①　県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

②　この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第１０章　国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

１　生活関連物資等の価格安定

（１）県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

①　生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

②　生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

（２）県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

①　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 200 号）で特別の調査を要する物資（以下「買占め等防止法の規定により指定された特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し当該特定物資を生産、輸入又は

販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し当該特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア　買占め等防止法の規定により指定された特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第３条）

イ　買占め等防止法の規定により指定された特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第４条第１項）

ウ　売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第４条第２項）

エ　売渡しの命令の実施に関する事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第４条第４項及び第５項）

オ　売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第５条第１項及び第２項）

②　国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第３条第１項に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令（昭和 49 年政令第４号）で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア　指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第６条第２項及び第３項）

イ　指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第７条）

ウ　ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第１項）

③　物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第４条及び第７条並びに物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）第２条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア　統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第３条第１項但書）

イ　履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第８条ノ２但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第 30 条第１項）

２　避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、関係機関と連携し、避難先での教育機会の確保、教科書・学用品の給与、授業料の減免や奨学金制度の活用を図るとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（３）就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

（４）生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

３　生活基盤等の確保

（１）県による生活基盤等の確保

①　水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②　河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

（２）指定地方公共機関による生活基盤等の確保

①　ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

②　運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

③　医療関係機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第１１章　交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について定める。

（１）交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的

な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

（３）緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

（４）交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

（５）緊急交通路確保のための権限等

①　交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

②　放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③　運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④　障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

（６）関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第１２章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

１　国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

（１）赤十字標章等（国民保護法第 157 条）

①　標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第８条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）

② 信号

第一追加議定書第８条（ｍ）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

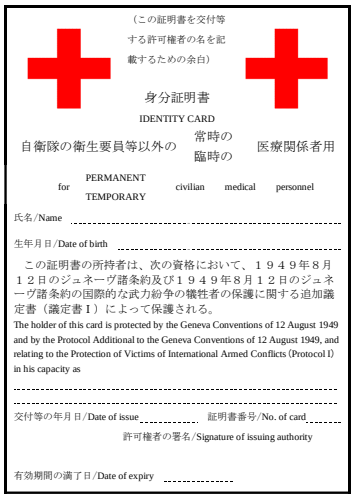
③ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条３に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）

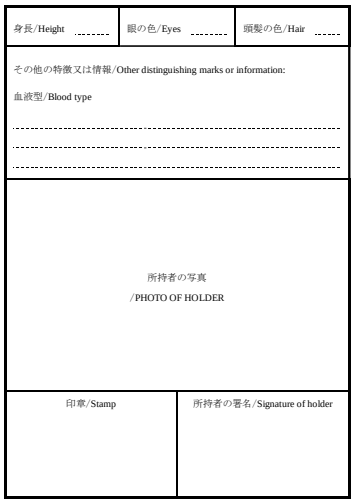


（白地に赤十字）

表面



裏面



（日本工業規格Ａ７（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

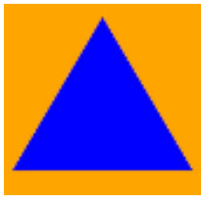
（２）特殊標章等（国民保護法第 158 条）

① 特殊標章

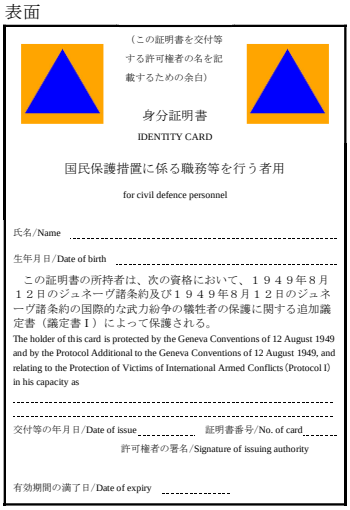
第一追加議定書第 66 条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

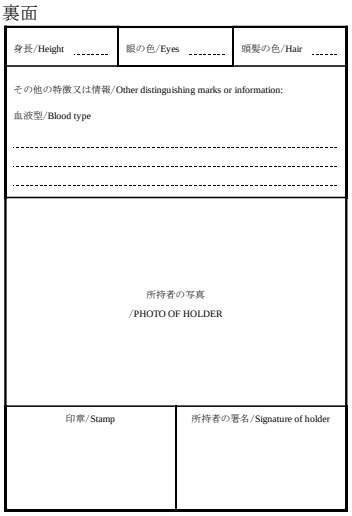
第一追加議定書第 66 条３に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）



表面



裏面



（日本工業規格Ａ７（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（オレンジ色地に青の正三角形）	（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

③　識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

２　赤十字標章等の交付及び管理

（１）知事は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年８月２日　赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）」等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、次に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

①　避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

②　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

（２）知事は、次に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

①　医療機関である指定地方公共機関

②　区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

３　特殊標章等の交付及び管理

（１）知事又は県警察本部長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

①　知事

- 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②　県警察本部長

- 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（２）知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

４　赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他の関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第　４　編

復　旧　等

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

１　基本的考え方

（１）県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

（２）通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等を設置している機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

（３）国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　ライフライン施設の応急の復旧

（１）県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

（２）市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握したうえで、所要の措置を講ずる。

３　輸送路の確保に関する応急の復旧等

（１）輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

（２）県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

（１）国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

（２）県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

（１）国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

（２）関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償、実費弁償及び損害補償

（１）損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

（２）実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

（３）損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は知事が指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に

準じて、損失の補てんを行う。

４　市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

（１）国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

（２）損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第　５　編

緊急対処事態への対処

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態への対処

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第 172 条から第 182 条の規定において基本的な事項が定められているほか、同法第 183 条の規定に基づき武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。

また、県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第１編第５章３に掲げるとおりであるが、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

このため、県は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態の対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
国（事態）対策本部	国（緊急対処事態）対策本部
県（国民保護）対策本部	県（緊急対処事態）対策本部
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

２　緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第１編に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等、第３編及び第４編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

３　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、知事は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第３編第４章第１の警報の通知及び伝達等の定めに準じて、これを行う。

４　赤十字標章等及び特殊標章等の標章の取扱い

武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されないので留意する。

５　国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定等）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されないので留意する。

６　備蓄、避難施設等に係る取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の平時における備えに係る規定については、緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとされていることに留意する。

山形県国民保護計画

令和８年９月

山形県防災くらし安心部防災危機管理課

〒990-8570　山形県山形市松波二丁目８番１号
TEL 023-630-2452　FAX 023-633-4711
E-mail ykikikanri@pref.yamagata.jp